

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則(10)	3
江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(11)	3
江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(12)	6
江東区江東公会堂条例施行規則の一部を改正する規則(13)	6
江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(14)	6
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則(15)	7
江東区組織規則の一部を改正する規則(16)	8
江東区文書管理規則の一部を改正する規則(17)	9
江東区公有財産管理規則の一部を改正する規則(18)	10
江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(19)	11
江東区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(20)	13
江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(21)	13
江東区江東きッズクラブ条例施行規則の一部を改正する規則(22)	13
江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(23)	21
江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(24)	47
江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(25)	47
江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則(26)	91
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(27)	94
江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予	

防と調整に関する条例施行規則及び江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(28)	109
江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(29)	110
江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則(30)	122
江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則(31)	123
江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(32)	126
江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則(33)	126
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(34)	129
江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(35)	138
江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(36)	138
江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則(37)	146
江東区医療法施行細則の一部を改正する規則(38)	147
江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則(39)	168

◎規 則（教）

江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則(3)	168
江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(4)	168
江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(5)	169
江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(6)	169
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(7)	170
江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(8)	172
江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(9)	172
江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(10)	172

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(11)	172
江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(12)	173

◎訓 令

江東区保健所処務規程の一部改正(1)	173
江東区会計管理室処務規程の一部改正(2) ...	173
江東区防災行政用無線局管理運用規程の一部改正(3)	174
江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定についての一部改正(4) ...	174

規	則
---	---

江東区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 0 号

江東区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

江東区行政手続条例施行規則（平成 8 年 1 0 月江東区規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「江東区行政手続条例」を「条例」に改め、同条を第 5 条とする。

第 1 条各号列記以外の部分中「江東区行政手続条例（平成 8 年 1 0 月江東区条例第 3 3 号）」を「条例」に改め、同条第 1 号中「（江東区行政手続条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する条例等をいう。以下同じ。）」を削り、「あつて」を「あって」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（公示送達の方法）

第 4 条 条例第 1 5 条第 4 項（同条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第 1 条及び第 2 条として次の 2 条を加える。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、江東区行政手続条例（平成 8 年 1 0 月江東区条例第 3 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるもの

とする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 1 号

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 2 9 年 7 月江東区規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第 1 条中「機関」の次に「等」を、「所管する」の次に「条例等に基づく」を加え、「江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 2 9 年 7 月江東区条例第 2 1 号。以下「条例」という。）第 3 条から第 6 条」を「条例第 6 条から第 1 1 条」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

この規則は、江東区情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 2 9 年 7 月江東区条例第 2 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 2 項第 2 号中「機関」の次に「等」を加える。

第 3 条を次のように改める。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、区の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該区の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第 8 条中「区の機関に対して行うこととされ、又は区の機関が行うこととしている」を「条例等に規定する」に、「、区の機関が」を「、区の機関等が」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条第 1 項中「機関は」を「機関等が」に、「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「電磁的記録の作成等」を「電磁的記録により作成等」に、「に係る事項を区の機関」を「を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該区の機関等」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第 6 条第 2 項中「第 6 条第 3 項」を「第 9 条第 3 項」に、「措置は」を「措置であって規則で定めるものは」に、「をした電磁的記録に記録した情報について」を「に係る情報に」に、「と併せて前項に規定するファイルに記録すること若しくは磁気ディスクをもって調製」を「を添付」に、「機関の」を「機関等の」に、「情報処理システムを使用して作成等を行うこととする」を「方法により当該作成等を行った区の機関等を確認するための措置を行うことをいう」に改め、同条を第 12 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（掲示又は公示通知に係る自動公衆送信による公衆の閲覧）

第 13 条 区の機関等は、条例第 10 条又は第 11 条第 1 項の規定に基づき、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するときは、江東区ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（適用除外）

第 14 条 条例第 12 条第 1 号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると区の機関等が認める手続等
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると区の機関等が認める手続等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと区の機関等が認める手続等

（添付書面等の省略）

第 15 条 条例第 13 条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）第 5 条に規定するもののほか、区の機関等が別に定めるものとする。

第 5 条中「区の機関は」を「区の機関等が」に、「第 5 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の縦覧等を」を「により縦覧等を」に、「区の機関の」を「当該区の機関等の」に改め、同条を第 11 条とする。

第 4 条第 1 項中「機関」の次に「等」を加え、「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第 2 項中「区の機関は」を「区の機関等は」に改め、「規定により」を削り、同項ただし書中「区の機関に対して処分通知等を行う場合において、区の機関の定める情報処理システムを使用して行う」を「区の機関等の定める方法により当該処分通知等を行った区の機関等を確認するための措置を講ずる」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 条例第 7 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は区の機関等の定める方法により当該処分通知等を行った区の機関等を確認するための措置を行うことをいう。

第 4 条第 4 項第 3 号中「機関」の次に「等」を加え、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第 9 条 条例第 7 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第 7 条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の区の機関等の定めるところによる届出
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区の機関等が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第 10 条 条例第 7 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると区の機関等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと区との機関等が認める場合

第 3 条の次に次の 4 条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、区の機関等の定めるところにより、当該区の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他区の機関等が必要と認める事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（区の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。以下同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、区の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区の機関等が定める電子証明書

3 条例第 6 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前項ただし書に規定する措置を

行うことをいう。

4 第 1 項の申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、区の機関等の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

5 区の機関等は、第 1 項の申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、当該区の機関等の定めるところにより、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

6 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第 1 項の規定に基づき当該書面等のうち 1 通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(情報通信技術による手数料等の納付)

第 5 条 条例第 6 条第 5 項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第 6 条 条例第 6 条第 6 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると区の機関等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと区との機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、区の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該区の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 2 号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に
関する条例施行規則の一部を改正する規則
江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例施行規則（平成元年 1 2 月江東区規則第 1 0
7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「又は第 1 0 号の 2」
を「、第 1 0 号の 2 又は第 1 2 号」に、「又は配偶
者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定
親族特別控除額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の第 1 2 条第 2 項の規
定は、令和 9 年 1 月 1 日以後の療養に係る医療
費の助成について適用し、令和 8 年 1 2 月 3 1
日以前の療養に係る医療費の助成については、
なお従前の例による。

江東区江東公会堂条例施行規則の一部を改正す
る規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 3 号

江東区江東公会堂条例施行規則の一部を改
正する規則

江東区江東公会堂条例施行規則（昭和 4 7 年 1
0 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のように改
正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「大会議室」を「オーブ
ンスタジオ」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正
する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 4 号

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を
改正する規則

江東区災害対策本部条例施行規則（昭和 4 0 年
7 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のように改
正する。

第 7 条第 1 項の表こども未来部の項中

- 「2 被災園児の救護及び応急保育に関すること。
- 3 応急保育の実施計画に関すること。
- 4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に
関すること。
- 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関す
ること。」

を

- 「2 児童館の管理運営に関すること。
- 3 子ども家庭支援センターの管理運営に関す
ること。
- 4 保育施設の管理運営に関すること。
- 5 被災園児の救護及び応急保育に関すること。
- 6 応急保育の実施計画に関すること。
- 7 被災者生活再建支援法の申請等への協力に
関すること。
- 8 避難所の設営及び管理運営への協力に関す
ること。」

に改める。

別表福祉部の項中

- 「6 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- 7 被災者生活再建支援法の申請等に関するこ
と。
- 8 部所管出先施設の管理運営に関すること。
- 9 部内他の班に属しないこと。」

を

- 「6 福祉避難所との連絡調整に関すること。
- 7 被災者生活再建支援法の申請等に関するこ
と。
- 8 部内他の班に属しないこと。」

に、

- 「3 避難所の設営及び管理運営への協力に関す
ること。」

を

- 「3 避難所の設営及び管理運営への協力に関す
ること。
- 4 部所管出先施設の管理運営に関すること。
- 5 介護サービス事業者との連絡調整に関する
こと。」

に改め、同表障害福祉部の項中

- 「5 被災者生活再建支援法の申請等への協力に
関すること。
- 6 避難所の設営及び管理運営への協力に関す
ること。
- 7 部所管出先施設の管理運営に関すること。」

を

- 「5 福祉避難所との連絡調整に関すること。
6 障害福祉サービス事業者との連絡調整に関すること。
7 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。
8 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。
9 部所管出先施設の管理運営に関すること。」
に改め、同表こども未来部の項中
「補佐 養育支援課長
補佐 保育政策課長」

を

「補佐 養育支援課長」

に、

- 「5 部所管出先施設の管理運営に関すること。
6 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。
7 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。
8 部内他の班に属しないこと。」

を

- 「5 児童館の管理運営に関すること。
6 子ども家庭支援センターの管理運営に関すること。
7 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。
8 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。
9 部内他の班に属しないこと。」

に、

「班長 保育支援課長」

を

「班長 保育政策課長
補佐 保育支援課長」

に、

- 「1 被災園児の救護及び応急保育に関すること。
2 応急保育の実施計画に関すること。
3 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。」

を

- 「1 保育施設の管理運営に関すること。
2 被災園児の救護及び応急保育に関すること。
3 応急保育の実施計画に関すること。
4 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。」

に改め、同表土木部の項中「啓開」の次に「(土砂及び汚泥の除去を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 15 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和 60 年 11 月江東区規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 次のいずれかに該当する学校に在学している場合 3 割減額

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。

以下「法」という。）第 1 条に規定する学校

イ 法第 124 条に規定する専修学校

ウ 法第 134 条に規定する各種学校

第 18 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項第 4 号の場合において、減額後の利用料金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- 3 第 1 項に定めるもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 28 条第 1 項中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 4 項」に改める。

別記第 2 号様式中

「

免許証 保険証 () / 番号 ()

」

を

「

免許証 マイナンバーカード その他 () / 番号 ()

」

に改める。

別記第 4 号様式中

「

免許証 保険証 学生証 身分証明書 その他 ()

」

を

「

免許証 マイナンバーカード 学生証 身分証明書 その他 ()

」

に改める。

別記第 5 号様式中

「	4 精神障害者保健福祉手帳交付 (手帳番号： 第 号)	」
	5 生活保護受給 (年 月 日から受給)	
	6 中国支援金受給	
を		
「	4 精神障害者保健福祉手帳交付 (手帳番号： 第 号)	
	5 学生	
	6 生活保護受給 (年 月 日から受給)	
	7 中国支援金受給	」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 6 号

江東区組織規則の一部を改正する規則

江東区組織規則(昭和 4 8 年 5 月江東区規則第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表福祉部の部介護保険課の項中「認定係」を「認定・調査係」に改め、同項中「調査係」を削り、同表生活支援部の部生活応援課の項に次のように加える。

女性・ひとり親相談係

第 1 0 条の表人権推進課の部管理係の項中

「2 課内他の係に属しないこと。」

を

「2 人権施策の推進に関すること。
3 人権擁護委員に関すること。
4 課内他の係に属しないこと。」

に改め、同部男女共同参画係の項中

「1 男女共同参画社会の推進に関すること。

2 人権施策の推進に関すること。

3 人権擁護委員に関すること。」

を
「1 男女共同参画社会の推進に関すること。」
に改める。

第 1 3 条の表介護保険課の項中

「認定係

1 要介護認定に関すること。
2 介護認定審査会の運営に関すること。
3 認定に対する苦情申立てに関すること。

調査係

1 訪問調査に関すること。」

を

「認定・調査係

1 要介護認定に関すること。
2 介護認定審査会の運営に関すること。
3 認定に対する苦情申立てに関すること。
4 訪問調査に関すること。」

に改める。

第 1 5 条の表生活応援課の項を次のように改める。

生活応援課

家庭相談係

1 課の庶務に関すること。
2 家庭相談に関すること。
3 母子及び父子福祉資金の償還に関すること。
4 母子生活支援施設の措置費及び補助金に関すること。
5 ひとり親家庭への養育費の確保支援に関すること。
6 課内他の係に属しないこと。

女性・ひとり親相談係

1 母子及び父子相談並びに女性相談に関すること。
2 母子生活支援施設の入所に関すること。
3 DV相談に関すること。
4 母子及び父子福祉資金の貸付に関すること。

第 1 6 条の表健康推進課の部健康づくり係の項中

「2 予防接種(がん予防に係るものに限る。)に関すること。

3 歯科保健事業に関すること(がん対策・地域医療連携係に属するものを除く。)」

を

「2 歯科保健事業に関すること(がん対策・地域医療連携係に属するものを除く。)」

に改め、同部がん対策・地域医療連携係の項中「昭

和大学江東豊洲病院」を「昭和医科大学江東豊洲病院」に改め、同表保健予防課の部ワクチン管理係の項中「(がん予防に係るものを除く。)」を削る。

第20条の表管理課の部C I G推進係の項中

「5 みどり行政全般の庁内調整及び技術支援に関すること。」

を

「5 みどり行政全般の庁内調整及び技術支援に関すること。」

6 生物多様性地域戦略に関すること。」

に改め、同表施設保全課の部照明・設備係の項中

「2 風力発電施設に関すること。」

3 仮排水機所等に関すること。

4 水門及び樋門^ひのポンプ施設等に関すること。

5 親水公園等のポンプ施設等に関すること。」

を

「2 仮排水機所等に関すること。」

3 水門及び樋門^ひのポンプ施設等に関すること。

4 親水公園等のポンプ施設等に関すること。」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

江東区文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第17号

江東区文書管理規則の一部を改正する規則

江東区文書管理規則(平成13年10月江東区規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 電子署名 電子計算組織による情報処理の用に供される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第3条第1項中「により作成」を「その他の情報処理システム(文書の起案、決裁、供覧その他の事務処理を行うための機能を有しているものに限る。)(以下「文書管理システム等」という。)により作成」に、「文書管理システムにより電磁的」を「文書管理システム等により電磁的」に改める。

第8条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2項及び第10条中「文書管理システム」の次に「等」を加える。

第11条中第5項を第6項とし、同条第4項中「文書番号は、」を「前項ただし書の場合を除き、文書番号は、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 文書管理システム以外の情報処理システムにより特例文書管理簿を管理する場合において、当該情報処理システムにより文書記号及び文書番号で管理することができるときは、当該文書に文書記号及び文書番号を付するものとする。ただし、当該情報処理システムの仕様等によりその管理が適当でないと文書主管課長が認めるときは、当該情報処理システムで付番される番号を文書番号とし、文書記号を付することを要しない。

第12条第3項中「、親展文書送付簿に所要事項を記載し、受領した職員名を記載させた上」を削り、同条第4項の表を次のように改める。

番号	文書の種別	処理方法
1	書留扱い(現金書留を含む。)の文書	封筒に江東区収受印を押し、書留授受簿に所要事項を記載して、受領した職員名を記載させた上、文書取扱主任に配布する。
2	開封した文書のうち、収受の日が権利の得喪に関わると認められるもの	封筒に到達の日を記載して、文書取扱主任に配布する。
3	開封した文書のうち、現金又は金券が添付されているもの	封筒に江東区収受印を押し、封筒には金額その他必要事項を、回送簿には所要事項を記載し、受領した職員名を記載させた上、文書取扱主任に配布する。
4	前3号に該当しない文書	そのまま文書主任又は文書取扱主任に配布する。

第12条第6項中「部」を「課」に、「文書主任」

を「文書取扱主任」に改める。

第 15 条第 3 項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削る。

第 19 条の 2 を次のように改める。

(電磁的記録の受信等)

第 19 条の 2 電磁的記録の受信は、通信回線に接続した情報処理システム（以下「情報処理システム」という。）を利用して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書取扱主任は、特別の事情があると認めるときは、電磁的記録媒体により電磁的記録を受領することができる。

3 文書取扱主任は、前 2 項の規定により受信し、又は受領した電磁的記録の属すべき課が他にあるときは、当該電磁的記録を直ちに情報処理システムにより転送し、又は回送しなければならない。

第 19 条の 3 の見出し中「電子メール」を「ファクシミリ」に改め、同条中「対内文書を画像情報として電磁的記録に変換したものを電子メールにより受信したときは、その内容を」を「ファクシミリにより着信した電磁的記録の内容は、」に改め、同条を第 19 条の 4 とし、第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(電磁的記録の收受)

第 19 条の 3 文書取扱主任は、前条第 1 項の規定により受信し、又は前条第 2 項の規定により受領した電磁的記録のうち收受の処理が必要と認められるものを文書管理システム等により記録するものとする。

第 21 条第 1 項及び第 5 項並びに第 27 条中「文書管理システム」の次に「等」を加える。

第 30 条を次のように改める。

(浄書及び照合)

第 30 条 決裁された事案を施行する場合において、浄書（起案文書の浄書に係る事項の文書管理システム等への入力又は情報処理システムにより送信する原稿（以下「送信原稿」という。）の作成を含む。）を必要とするときは、速やかに浄書し、照合（文書管理システム等に入力した事項又は送信原稿と起案文書との確認を含む。）するものとする。

第 31 条の見出しを「(公印及び電子署名)」に改め、同条第 1 項ただし書中「軽易な事案に係る文書」を「次に掲げる文書（特に押印の定めがあるものを除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 対内文書（次項に規定するものを除く。）

(2) 庁外文書のうち、国又は地方公共団体その他公共団体に対し発信するもの（重要なものを除く。）

(3) 庁外文書（前号に該当するものを除く。）のうち、軽易な事案に係る文書

第 31 条第 2 項中「による」を「により送信を行う」に改める。

第 31 条に次の 2 項を加える。

3 情報処理システムにより送信を行う施行文書については、公印の押印に代えて電子署名を行うものとする。ただし、法令、条例又は規則に基づき電子署名に代わる措置を講ずるときは、この限りでない。

4 電子署名を行うために必要な手続その他の事項は、別に定める。

第 32 条第 1 項中「文書管理システムによるもののほか、」を削り、「明示し」の次に「、文書管理システムによる送信、情報処理システムによる送信」を加え、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

第 33 条を次のように改める。

第 33 条 削除

第 43 条第 2 項中「文書管理システム」の次に「等」を加える。

第 50 条第 3 項を削る。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 18 号

江東区公有財産管理規則の一部を改正する規則

江東区公有財産管理規則（昭和 39 年 3 月江東区規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、別記第 14 号様式及び別記第 18 号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区公有財産管理規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 9 号

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年 1 2 月江東区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

[illegible]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 20 号

江東区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の管理職手当に関する規則（平成 19 年 3 月江東区規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「127, 600 円」を「135, 300 円」に、「101, 000 円」を「106, 500 円」に、「101, 500 円」を「106, 000 円」に、「73, 200 円」を「77, 400 円」に、「92, 300 円」を「96, 300 円」に、「66, 500 円」を「70, 300 円」に改め、同表 2 の項中「142, 400 円」を「144, 100 円」に、「107, 200 円」を「108, 400 円」に、「94, 800 円」を「107, 500 円」に、「73, 100 円」を「80, 700 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 21 号

江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 4 年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 21 条の 2 第 3 項第 1 号」を「第 21 条の 2 第 3 項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第 1 項本文の」を加える。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 次に掲げる場合には、条例第 21 条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき指定する職員及び特定任期付職員がした条例第 21 条の 2 第 2 項の勤務は、

同条第 1 項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第 21 条の 2 第 1 項本文の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 21 条の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項本文の勤務をした場合
附則第 2 項中「第 3 条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 22 号

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

江東区江東きつずクラブ条例施行規則（平成 22 年 4 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「江東きつずクラブ利用申請書」を「江東きつずクラブ B 登録利用申請書」に、同条第 2 項中「江東きつずクラブ利用申込書」を「江東きつずクラブ A 登録利用申込書」に改める。

第 8 条第 3 項中「江東きつずクラブ届出事項変更届」を「江東きつずクラブ A 登録届出事項変更届」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

年度 江東きつずクラブB登録利用申請書

江東区長 殿		提出日		年 月 日	
第一希望	第二希望 有・無				
学校内 学校外	学校内 学校外				
▲学校が未確定の場合は、希望校のクラブをご記入ください。					
入会希望日(1日か15日に○)		月 1日・15日			
住所 (〒 — —)		フリガナ			
氏 名		続柄		※続柄コード	
氏 名		電話 番 号		— —	
転居予定先住所(未確定の場合は、分かる範囲で記入してください)。				転居予定日	
江東区				年 月 日	

※ 勤務先等は、本社及び派遣元等ではなく、保護者の実際の勤務場所を記入してください。 ▼学校が未確定の新1年生のみ○

フリガナ	生 年 月 日	1 男 2 女	学校選択・受験・その他	* 学校コード	
児童氏名	年 月 日		学校名	小学校	
			学 年	1 新1年 2 新2年 3 新3年 4 新4年 5 新5年 6 新6年	
児童の 状況	出身保育園又は幼稚園	特別な配慮の必要性 有 () ・ 無 ()			
障害等の 有無	1有・2無	具体的な障害名、手帳、受給者証等の有無をご記入ください。		利用状況	
				1 特別支援学級(なごし学級等) 2 特別支援教室(ひまわり教室等) 3 有 () ・ 無 ()	
続 柄	保護者 () の状況		保護者 () の状況		
フリガナ					
氏 名	(歳)		(歳)		
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日		
携帯電話番号	— —		— —		
勤務先等	名称等				
	所在地				
	電話	— —		— —	
いずれかに○	1 自宅内勤務(週3日以上在宅勤務を含む。)		2 自宅外勤務		
勤務等の日数	週 日 (月 日)		週 日 (月 日)		
勤務等の時間	平日	時 分～ 時 分(就労証明書同様)	平日	時 分～ 時 分(就労証明書同様)	
	備考			備考	
▲就労証明書と併せて記入をお願いします。					
産休、病休等の期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		
育休の期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		
通勤時間	時間 分	□ 単身赴任		時間 分 □ 単身赴任	
▲通勤時間は勤務地から自宅までの所要時間(片道)をご記入ください。(勤務地が複数ある場合は、所要時間の平均をご記入ください。)					
保護者の状況(該当する項目に○をしてください。) *2及び3については離婚前提の別居を含みます。					
1 共働き 2 母子家庭 3 父子家庭 4 両親不存在 5 その他(病気療養中 ・ 看護・介護 ・ 心身障害等 ・ その他)					
医療的ケアの必要性 有 () ・ 無 ()			利用時間について(いずれかに○をしてください。)		
*「有」に○をした方は、別途資料の作成が必要となりますので、申請前に希望するクラブへお申し出ください。			1 利用時間の変更なし (18時まで)		
			2 19時まで (小学校内クラブ及び一部の学校外クラブ)		
▲満員・亀戸第三児童館は、18時までの利用となります。					
同居家族の状況	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄

個人情報の取扱いに関する同意 ☐

円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報を、学校とクラブ間で情報共有することに同意の上、上記□にチェックをしてください。

費用の減額・免除・助成申請 (有・無)

兄弟姉妹で利用している世帯等への減額制度又は非課税世帯等への免除制度を申請する場合は、減免申請書を提出してください。

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

江東区長 殿

就労証明書

証明日

年

月

日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

—

—

担当者名

記載者連絡先

—

—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※ 本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し、又は改変を行ったときは、利法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年 月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ～ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業員者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 時間) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 時間) 土曜 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 時間) 日祝 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 時間)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 時間) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯 (シフト)時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 時間)
7	産前・産後休業の取得 (※取得予定を含む。)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
8	育児休業の取得 (※取得予定を含む。)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
9	産休・育児以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
10	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
11	育児のための短時間 勤務制度利用有無 (※取得予定を含む。)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
		主な就労時間帯 (シフト)時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 時間)
12	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
13	入所が内定した場合の復 職(予定)年月日	年 月 日
14	勤務の形態	☐ 在宅勤務(恒常的に週3日以上) ※一時的に在宅勤務をしている場合は、チェック不要です。 ☐ 単身赴任
15	備考欄	

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

【就学、看護・介護、疾病、心身障害等の要件で申請する場合は、こちらをご提出ください。】

保護者状況等報告書

提出先 江東区長

年 月 日

氏名		生年月日	年 月 日
住所			

江東きずクラブB登録の申請に当たり、下記のとおり報告いたします。

記

該当する理由へ○を付け、必要事項を記入してください。

※ 就学・技術習得を理由とする方は、在学証明書(合格通知等)と時間割等を添付してください。

就学・ 技術習得	学校名	就学場所(自宅内・自宅外)	
	就学内容		
	就学先所在地		
	就学開始(予定)日	年 月 日	
	通学日数	週 日 (月平均 日)	
	通学日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日	☐ 不定期
	授業時間	時 分 ~ 時 分	※ 不規則の場合は、時間が分かるものを添付してください。
	備考		

※ 看護・介護を理由とする方は、看護・介護を要する方の診断書、証明書等を添付してください。

看護・ 介護	看護・介護者を要する方の氏名			
	児童との続柄	場所	自宅内(2か月以上、常時必要)・自宅外	
	介護・看護を要する日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日		
	自宅外の場合	時 分 ~ 時 分		
	介護・看護に要する時間	※ 不規則の場合は、時間が分かるものを添付してください。		
	備考			

※ 疾病を理由とする方は、診断書等の医師の証明書を添付してください。

疾病	病名等	病院名
	入院・療養期間	

※ 心身障害を理由とする方は、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者福祉手帳の写しを添付してください。

心身障害(程度)	身体障害者手帳 級・愛の手帳 度・精神障害者保健福祉手帳 級
----------	--------------------------------

※ その他を理由とする方は、事前に各クラブ又は 課へ相談してください。

その他	保護に欠ける具体的な理由
	保護に欠ける期間

※ 両親共にこちらで申請される場合は、本用紙をコピーの上、それぞれご記入ください。
(区HPにも掲載しています。)

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

江東きつずクラブ A 登録利用申込書

江東きつずクラブ

に申し込みます。

※ 裏面もご記入ください。

1 申込者の状況

申込日 年 月 日

ふりがな		〒		電 話 号	
申 込 者 氏 名		住 所		番 号	
				続 柄	

2 児童の状況

ふりがな			学 校 名			
登 録 児 童 氏 名			学年・組	年 組	※組が未定のときは記入不要	
			生年月日	年 月 日	性 別	男・女
児 童 の 状 況	出身保育園又は幼稚園					
	障害等	有・無	有に○をした方は、具体的に障害名等をお書きください。			
	特別な配慮の必要性	有・無	有に○をした方は、具体的に障害名等をお書きください。			
	利用状況	利用している方は、該当するものに○を付けてください。		こども発達センター等への通園の有無		
	特別支援学級・特別支援教室・特別支援学校		有 ()・無			

3 同居家族の状況

氏 名	続柄	職業等	氏 名	続柄	職業等

※ 職業は、会社員、自営業、高校生、中学生等とご記入ください。小学生は、小学○年生とご記入ください。

4 新1年生の入学前利用の希望の有無

新1年生の入学前利用の希望	有・無
---------------	-----

※ 新1年生は、原則として入学式翌日からの利用となります。ただし、保護者の方が就労等の理由により在宅していない世帯の場合には、4月当初から御利用できます。

5 スポット利用について ※詳細は、募集案内をご覧ください。

(1) B登録の保留状況について、該当する項目の□欄にチェックしてください。

☐ B登録保留中である☐ B登録保留中ではない

(2) スポット利用について、利用予定がある場合は□欄にチェックしてください。

☐ 朝利用 (8時～9時)☐ 夜利用 (17時～19時)

6 その他参加に当たって配慮すべきことがあれば記入してください。

--

7 自宅から学校までの略図

(道順を朱書きしてください。また、目印になる建物、店、通り等は、詳しく記入してください。)

--

【江東きっずクラブ利用児童の個人情報の取扱いについての同意書】

江東きっずクラブ実施校内における江東きっずクラブA登録の円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報について、実施校と江東きっずクラブとの間で情報共有することに同意します。

保護者氏名

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

(表)

江東きつずクラブB登録申請事項変更届

江東区長 殿

入会(申請)している児童に関する申請事項に変更がありましたので届け出ます。

届出者		クラブ	申請日
氏名	続柄	きつずクラブ	年 月 日

【1 対象児童氏名】

▼兄弟姉妹で変更をする場合は下欄に全員分の氏名をご記入ください。1人ずつ変更内容が異なる場合は、1人につき1枚ご提出ください。

①(フリガナ)	②(フリガナ)	③(フリガナ)

【2 児童情報の変更】▼転校した場合は学校名を、その他の変更は右欄に具体的な内容をご記入ください。

児童氏名	小学校	※コード	その他の変更
(フリガナ)			小学校

【3 申請者情報の変更】

住所(〒 -)		
氏名(フリガナ)	続柄	電話番号
		- -

【4 保護者情報の変更】

▼勤務先等が変わった場合は就労証明書等を添付してください。

		保護者()の状況	保護者()の状況
フリガナ			
氏名			
生年月日		年 月 日	年 月 日
電話番号		- -	- -
勤務先	名称等		
	所在地		
	電話	- -	- -
勤務状況		1自宅内勤務(週3日以上在宅勤務を含む。) 2自宅外就労	1自宅内勤務(週3日以上在宅勤務を含む。) 2自宅外就労
勤務日数		週 日 (月 日)	週 日 (月 日)
勤務時間		時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
産休・病休等の状況		産休・病休・育休・復職・求職・その他()	産休・病休・育休・復職・求職・その他()
産休・病休等の期間		年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
育休の期間		年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
通勤時間		時間 分 □ 単身赴任	時間 分 □ 単身赴任
保護者の状況		1 共働き 2 母子家庭 3 父子家庭 4 両親不存在 5 その他(病気療養中・他の家族の看護・介護・心身障害等)	

【5 利用時間の変更】

年 月 日	変更前	→	変更後
から変更希望	18時 ・ 19時		18時 ・ 19時

※(記入不要)納付方法【 口座 ・ 納付書 】

(裏)

クラブへの登室経路に変更がある場合にご提出ください。

フリガナ	
児童氏名	

※ 自宅付近の略図 クラブ、学校、自宅の道順を朱書きしてください。

※ 地図をコピーしたものを貼付していただいても構いません。

*学校からクラブまでの所要時間	約	分
*自宅からクラブまでの所要時間	約	分

別記第 11 号様式中「江東きっずクラブ届出事項変更届」を「江東きっずクラブ A 登録届出事項変更届」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区江東きっずクラブ条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要

の修正を加え、なお使用することができる。

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 3 号

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

江東区児童福祉法施行細則（平成 1 5 年 4 月江東区規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同条第 2 項中「通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「通所給付費却下決定通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に改める。

第 8 条中「申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（障害児通所給付費）」に改める。

第 9 条中「受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「障害児相談支援依頼（変更）届出書」を「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」に改め、同条第 3 項中「障害児相談支援依頼（変更）届出書」を「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改め、同条第 2 項中「通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改める。

第 1 2 条中「通所給付費支給決定取消通知書」を「支給決定取消通知書」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「高額障害児通所給付費支給申請書」を「高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 区長は、前項の申請があった場合において、高額障害児通所給付費の支給の可否を決定し、高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書（別記第 3 0 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同条第 2 項中「通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「通所給付費却下決定通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に改める。

第 1 8 条第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に、「解除する」を「解除し、又は停止する」に、「母子保護実施解除決定通知書」を「母子保護実施解除（停止）決定通知書」に、「母子保護実施解除通知書」を「母子保護実施解除（停止）通知書」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 福祉事務所長は、前項の母子生活支援施設への入所に係る費用の負担額を決定し、又は変更したときは、当該母子保護の実施に係る保護者に母子生活支援施設費用負担額決定（変更）通知書（別記第 4 4 号の 2 様式）により通知しなければならない。

第 1 9 条第 2 号中「解除」の次に「又は停止」を加える。

第 2 0 条第 1 項中「障害児相談支援給付費支給申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 区長は、前項の申請があった場合において、障害児相談支援給付費の支給の可否を決定し、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（別記第 4 9 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

第 2 1 条中「障害児相談支援給付費支給取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

第 2 2 条中「継続障害児支援利用援助期間変更通知書」を「モニタリング期間変更通知書」に改める。

別記第 1 4 号様式から別記第 2 4 号様式までを次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 7 条、第 1 5 条関係)

障害児通所給付費
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

江東区長 様

次のとおり申請します。

		申請年月日		年	月	日
申 請 者	フリガナ		個人番号			
	氏 名		生年月日	年	月	日
	居 住 地	〒	電話番号			
	フリガナ		個人番号			
支 給 申 請 に 係 る 児 童 氏 名			生年月日	年	月	日
			続 柄			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名

サ ー ビ ス 利 用 の 状 況	障 害 福 祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等	
申 請 す る 支 援	支援の種類		申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援 (肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)		
	☐ 児童発達支援 (肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。)		
	☐ 放課後等デイサービス		
	☐ 居宅訪問型児童発達支援		
	☐ 保育所等訪問支援		

☐ サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するためには必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、江東区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

☐ 利用者負担額減額・免除等の申請に当たり、利用者本人又は同一世帯員の区市町村民税情報及び障害関連手当・年金を確認することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

※主治医の欄は、かかりつけの医師がいる場合に記載すること。

申請する 減免の 種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 区市町村民税非課税世帯に属する者 3. 区市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	☐ II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。) 1. 第 2 子に該当する者 2. 第 3 子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	☐ III 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒 電話番号		

別記第 15 号様式 (第 7 条、第 15 条関係)

様

第 年 月 日

江東区長

印

障害児通所給付費支給決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 及び第 21 条の 5 の 7 の規定に基づき下記のとおり決定したので、受給者証を交付し通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定 保護者氏名	
給付決定年月日		給付決定に係る 障害児氏名	
負担上限月額	円	左の上限月額の 適用期間	
多子軽減対象		無償化対象期間	
給付決定内容	通所支援の種類	支給量	有効期間
	特記事項		
肢体不自由児通所医療	公費負担者番号		公費受給者番号
	肢体不自由児通所医療(食事療養を除く)の負担上限月額	月額 円	
	上限額の適用期間		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 16 号様式 (第 7 条、第 15 条関係)

第 年 月 日
様
江東区長 印

却下決定通知書 (障害児通所給付費)

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給及び (利用者負担額減額・免除等) については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後 (次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときを除く。) でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 17 号様式 (第 7 条関係)

① 通所受給者証		② 障害児通所給付費の給付決定内容		③ 障害児通所給付費の給付決定内容	
受給者証番号		支給の種類		支給の種類	
通所給付決定の理由	理由	支給額等		支給額等	
氏名		給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
生年月日	年 月 日	支給の種類		支給の種類	
性別		支給額等		支給額等	
住所		給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日	特記事項欄		特記事項欄	
支給済時刻表 及び 用		予備欄		予備欄	
江東区 印					

④ 障害児通所支援給付費の支給内容		⑤ 利用者負担に関する事項		⑥ 障害児通所支援事業者記入欄	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで	負担上限 月額	円	事業者及びその 事業所の名称	
障害児通所支援事業所名		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	支 援 の 内 容	
セーリングプログラム		支給標準額算出対象者		給 付 支 給 額	年 月 日
予備欄		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	給 付 支 給 額	年 月 日
		利用者負担上限額管理対象者該当の有無		給 付 支 給 額	年 月 日
		利用者負担上限額管理対象事業所名		給 付 支 給 額	年 月 日
		特記事項欄		給 付 支 給 額	年 月 日
		予備欄		給 付 支 給 額	年 月 日

⑦ 障害児通所支援事業者記入欄		⑧ 注意事項欄	
事業者及びその 事業所の名称		1 この証は、各事項をよく読んで大切に持っていてください。	
支 援 の 内 容		2 指定通所支援、共生型通所支援又は基幹型通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児通所支援事業者等又は基幹型通所支援所に提示してください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	3 児童発達支援のみの通所支援を受ける場合、この証を提示し、児童発達支援のみの通所支援を受ける旨を記載し、児童発達支援事業者等に提出してください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	4 障害児通所支援を受ける場合に支払う金額は、当該通所給付決定協議書の採計の負担能力その他の事情を考慮して決定される額(当該決定額)と定められ、指定通所支援事業者等に支払う費用(会費、定額金等)を除く。)の総額の1割相当額を超えない(1割相当額の額)です。ただし、当該負担上限額に記載された金額が1月当たりの上限になります(1割相当額の額)です。なお、当該決定額を超える場合は、指定通所支援事業者等に提出してください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	5 負担上限額については、指定通所給付決定協議書の採計に基いて決定されますので、所定の範囲に、この証を提出し、必要に応じて江東区に提出してください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	6 給付決定期間を経過した場合は障害児通所給付費等の支給を受けられなくなるので、給付決定期間を経過する前に、江東区にこの証を提出して、支給の再申請をしてください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	7 支給額の変更を必要とする場合は、支給額の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害児通所支援を受ける必要がある場合は、江東区に支給申請をしてください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	8 この証の1、5面の記載事項に変更があったときは、24日以内に、この証を添えて江東区にその旨を届け出てください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	9 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した江東区にご連絡、ご相談ください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	また、給付決定期間内に、他の区市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した江東区(当該居住地の市町村)に届け出てくださいます。	
給 付 支 給 額	年 月 日	10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに江東区に返してください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	11 受給者の数が増えたときは、速にこの証を江東区に届けてください。	
給 付 支 給 額	年 月 日	12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。	
給 付 支 給 額	年 月 日	13 給付決定の内容欄に記載されていない障害児通所支援については、障害児通所給付費等の支給は受けられません。	

別記第 18 号様式 (第 7 条関係)

肢体不自由児通所医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
通所 給付 決定 保護 者	居住地								
	フリガナ							生年月日	
	氏 名							年 月 日	
負担上限月額		肢体不自由児通所医療 (食事療養を除く)				月額		円	
適用期間		年 月 日 から 年 月 日 まで							
交付年月日		年 月 日							
特記事項									
支給市町村名 及び印		江東区 印							

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 児童発達支援のうち治療に係るもの(以下「肢体不自由児通所医療」という。)を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及びマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)等を添えて、指定児童発達支援事業所(治療を行うものに限る。)に提示してください。 3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。 4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を江東区に提出してください。 5 児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に江東区にこの証を添えて、児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、江東区にその旨を届け出てください。 7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した江東区にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の区市町村の区域に居住地を移したときは、14 日以内に、この証を添えて、この証を交付した江東区に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、江東区に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を江東区に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。

別記第 19 号様式 (第 8 条関係)

申請内容変更届出書 (障害児通所給付費)

江東区長 様

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給 (給付) 決定 障害者 (保護者) 氏 名		個 人 番 号	
居 住 地	〒		
	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定に係る 児童氏名		続柄	
		個 人 番 号	

届出書提出者	☐ 給付決定保護者	☐ 給付決定保護者以外 (下の欄に記入)	
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

変更事項 (該当に○ をして下 さい。)	給付決定保護者 に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	支給決定に係る 児童に関する事	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

別記第 20 号様式 (第 9 条関係)

受給者証再交付申請書 (障害児通所給付費)

江東区長 様

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の 種 類	1 通所受給者証 2 肢体不自由児通所医療受給者証	受給者 証番号	
---------------	------------------------------	------------	--

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給 (給付) 決定 障害者 (保護者) 氏 名		個 人 番 号	
居 住 地	〒		
	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定に係る 児 童 氏 名		続柄	
	個 人 番 号		

申請書提出者	☐ 給付決定保護者 (本人) ☐ 給付決定保護者以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

申請の理由	1 汚損 具体的な状況	2 紛失	3 その他

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く)

別記第 2 1 号様式 (第 1 0 条関係)

第 年 月 日

様

江東区長

印

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (第 2 2 条第 4 項 第 2 4 条第 3 項 第 5 1 条の 7 第 4 項)・児童福祉法 (第 2 1 条の 5 の 7 第 4 項 第 2 1 条の 5 の 8 第 3 項) の規定に基づき、支給 (給付) 要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。

・計画相談支援・障害児相談支援依頼 (変更) 届出書

※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要。

提出先

提出期限 年 月 日

別記第 2 2 号様式 (第 1 0 条関係)

計画相談支援・障害児相談支援依頼 (変更) 届出書

江東区長 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

		区分											
申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日									
	氏 名		個 人 番 号										
	居 住 地	〒	電話番号										
	フリガナ		生年月日	年 月 日									
申請に係る 児 童 氏 名			続柄										
			個 人 番 号										

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名												
フリガナ												
事業所名												
住 所	〒	電話番号										

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由 (変更の場合に記載)												

変更年月日 年 月 日

別記第 2 3 号様式 (第 1 1 条関係)

障害児通所給付費支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

江東区長 様

次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名		個人番号			
	居 住 地	〒	電話番号			
支給申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	年	月	日
			続 柄			
			個人番号			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
変更の理由		
申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援 (肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)	
	☐ 児童発達支援 (肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。)	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	
	☐ 保育所等訪問支援	

☐ サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、江東区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

☐ 利用者負担額減額・免除等の申請に当たり、利用者本人又は同一世帯員の区市町村民税情報及び障害関連手当・年金を確認することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

※主治医の欄は、かかりつけの医師がいる場合に記載すること。

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 区市町村民税非課税世帯に属する者 3. 区市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	☐ II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。) 1. 第 2 子に該当する者 2. 第 3 子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	☐ III 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒 電話番号		

別記第 2 4 号様式 (第 1 1 条関係)

第 年 月 日

様

江東区長

印

障害児通所給付費支給変更決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました(障害児通所給付費の支給変更)(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)について、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 及び第 21 条の 5 の 8 の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号																通所給付決定 保護者氏名	
変更年月日																給付決定に係る 障害児氏名	
変更の内容	変更前																
	変更後																

受給者証を提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先

提出期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 2 6 号様式を次のように改める。

別記第 2 6 号様式 (第 1 2 条関係)

第 年 月 日

様

江東区長

印

支給決定取消通知書

児童福祉法第 2 1 条の 5 の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します。

記

受 給 者 証 番 号		給 付 決 定 保 護 者 氏 名	
支給決定取消日		給付決定に係る 児 童 氏 名	
取 消 理 由			

受給者証を に出されている方は、不要です。 に返還してください。ただし、既に受給者証を提

返還先

返還期限

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 2 9 号様式から別記第 3 1 号様式までを
次のように改める。

別記第 29 号様式 (第 14 条関係)

高額障害児 (通所・入所) 給付費 支給申請書

江東区長 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児 (通所・入所) 給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者総合支援法 ②児童福祉法 ③介護保険法													
申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)											制 度		受給者証番号・被保険者証番号											
生年月日											①													
個 人 番 号											②													
居 住 地	〒										③													
フリガナ											続 柄													
支給決定に係る 児 童 氏 名											生年月日		年 月 日											
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額												申請に係 るサービ ス利用月		年 月 分										
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額																								
同 一 世 帯 に 属 す る 他 の 支 給 決 定 障 害 者	氏 名										生年月日		①障害者総合支援法 ②児童福祉法 ③介護保険法											
													制 度		受給者証番号・被保険者証番号									
													①											
													②											
	個人番号												③											
													①											
													②											
	個人番号												③											
													①											
													②											
個人番号												③												

次の口座振替依頼書に記載することにより、給付費の受取口座を指定してください。
 なお、本申請書上部の「申請者氏名」欄の氏名と口座名義が一致していることが必要となります。

受取口座	☐ マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。 ☐ 以下の口座を振込先とする。											
口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合 ()		本店 支店 出張所 ()		種 目		口 座 番 号					
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金							
					2 当座預金							
					4 貯蓄預金							
					9 その他							
	ゆうちょ銀行		記号		番号							
	口座名義人カナ											

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)									
フリガナ										
氏 名										
住 所	〒									
	電話番号									

別記第 3 0 号様式 (第 1 4 条関係)

第 年 月 日

様

江東区長

印

高額障害児 (通所・入所) 給付費支給 (不支給) 決定通知書

先に申請のありました高額障害児 (通所・入所) 給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者氏名											受給者証番号									
給付決定に係る児童氏名																				

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額		申請に係るサービス利用月	
支給		支給金額	
不支給の理由			

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

不服申立て及び取消訴訟

【高額障害児通所給付費の場合】

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、東京都知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後 (次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。) でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【高額障害児入所給付費の場合】

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。また処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(お問合せ先)

別記第 3 1 号様式 削除

別記第 4 2 号様式を次のように改める。

別記第 4 2 号様式 (第 1 8 条関係)

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

江東区福祉事務所長 殿

申込者 住所
氏名
電話

母子生活支援施設に入所したいので、次のとおり申し込みます。

入所を希望する母子生活支援施設名						
母子保護の実施を希望する理由						
母子保護の実施を希望する期間				年 月 日から 年 月 日まで		
入 所 を 希 望 す る 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏 名	個人番号	続柄	生年月日	職業又は就学の 状況	備考
			本人			
生活保護の状況				適用なし 適用あり(年 月 日 保護開始)		

備考

- この申込書は、申込者本人が次の点に注意し記入の上、提出してください。
- 申込書に徴収額決定のため必要な事項に関する書類(課税証明書等)を添付してください。
ただし、申込者又は申込者と同一の世帯に属する者に係る特別区民税又は市町村民税に関する情報等を区が公簿等により取得することに同意する場合は、別紙同意書にご記入ください。
- 「母子保護の実施を希望する理由」欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 「母子保護の実施を希望する期間」欄には、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。なお、母子保護の実施期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- 「入所を希望する世帯の状況」欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入してください。
- 「備考」欄については、健康状況等母子保護の実施に当たり参考となるべき事項を記入してください。

(別紙)

年 月 日

同意書

下記の者は、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 50 条第 6 号及び第 51 条第 3 号に係る部分に限る。）に基づく事務手続を処理するために限って、以下の情報について取得することに同意します。

取得情報

- 1 生活保護実施関係情報
- 2 特別区民税又は市町村民税関係情報
- 3 戸籍関係情報

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申込者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申込者と同居
同意者	申込者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申込者と同居
同意者	申込者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申込者と同居
同意者	申込者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申込者と同居

記載要領

- 1 申込者本人が自ら記入すること。
- 2 代理人が同意書に記入する場合、別途指定する代理人の本人確認書類を提出すること。
- 3 申込書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 4 号の 2 様式 (第 1 8 条関係)

母子生活支援施設費用負担額決定 (変更) 通知書

第 号
年 月 日

(世帯主)

様

江東区福祉事務所長



費用負担額について次のとおり決定 (変更) したので通知します。

入所世帯	入所者氏名		続柄
			本人
入所する母子生活支援施設		名称	
		所在地	
母子保護の実施期間		年 月 日～	年 月 日
母子保護の実施の解除の年月日		年 月 日	
階層区分		費用負担額 (月額)	
徴収金額決定期間		年 月～	年 月
決定 (変更) の理由			
備考			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 4 5 号様式及び別記第 4 6 号様式を次のように改める。

別記第 4 5 号様式 (第 1 8 条関係)

母子保護実施解除 (停止) 決定通知書

第 号
年 月 日

(世帯主)

様

江東区福祉事務所長



母子保護の実施を次のとおり解除 (停止) することにしましたので、通知します。

解除 (停止) する世帯	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	備考
		本人		
母子生活支援施設		名 称		
		所在地		
母子保護の実施の解除の年月日			年 月 日	
母子保護の実施の停止の年月日			年 月 日から 年 月 日まで	
母子保護の実施の解除 (停止) の理由				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 4 6 号様式 (第 1 8 条関係)

母子保護実施解除 (停止) 通知書

第 号
年 月 日

(施設長)

殿

江東区福祉事務所長



次の保護者及びその監護する児童について、母子保護の実施を解除 (停止) することにしたので、通知します。

解 除 — 停 止 — す る 世 帯	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	備考
		本人		
母子生活支援施設		名 称		
		所在地		
母子保護の実施の解除の年月日			年 月 日	
母子保護の実施の停止の年月日			年 月 日から 年 月 日まで	
変更後の費用の負担額				
母子保護の実施の解除 (停止) の理由				

別記第 4 8 号様式から別記第 5 2 号様式までを
次のように改める。

別記第 4 8 号様式 (第 2 0 条関係)

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

江東区長 様

次のとおり、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 7 第 1 項に規定する計画相談支援給付費、児童福祉法第 2 4 条の 2 6 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費) の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏 名		個 人 番 号				
	居 住 地	〒					
				電話番号			
申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	年 月 日			
			続柄				
			個 人 番 号				

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所	〒		
		電話番号	

別記第 4 9 号様式 (第 2 0 条関係)

様

第 年 月 日

江東区長

印

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 7 第 1 項・児童福祉法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受 給 者 証 番 号		地域相談支援 受 給 者 証 番 号	
通所受給者証番号			
申 請 者 氏 名		申 請 に 係 る 児 童 氏 名	
支 給 の 可 否			
支 給 す る	支給期間		
	モニタリング 期間		
支 給 し な い	支 給 し な い 理 由		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 5 0 号様式 削除

別記第5 1号様式 (第2 1条関係)

第 年 月 日 号

様

江東區長

印

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

5

[illegible]

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区児童福祉法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 4 号

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童育成手当条例施行規則（昭和 46 年 10 月江東区規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 第 2 項第 1 号中「又は第 10 号の 2」を「、第 10 号の 2 又は第 12 号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第 2 条の 4 第 2 項の規定は、令和 8 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 5 号

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年 1 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「(介護給

付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第 4 条第 2 項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費却下決定通知書」を「却下決定通知書(介護給付費等)」に改める。

第 5 条中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改める。

第 6 条第 1 項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改める。

第 7 条中「支給決定取消通知書」を「支給(給付)決定取消通知書」に改める。

第 8 条中「申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書(介護給付費等)」に改める。

第 9 条中「受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書(介護給付費等)」に改める。

第 14 条中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第 15 条中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費却下決定通知書」を「却下決定通知書(介護給付費等)」に改める。

第 16 条中「内容変更届出書(別記第 19 号様

式)」を「申請内容変更届出書（介護給付費等）」に改める。

第 2 1 条中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費却下決定通知書」を「却下決定通知書（介護給付費等）」に改める。

第 2 3 条中「内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（介護給付費等）」に改める。

第 2 9 条第 1 項中「計画相談支援依頼（変更）届出書」を「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」に改め、同条第 2 項中「計画相談支援依頼（変更）届出書」を「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」に改める。

第 3 0 条中「計画相談支援給付費支給申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に改める。

第 3 1 条を次のように改める。

（計画相談支援給付費の支給決定）

第 3 1 条 区長は、前条の申請があった場合において、支給の可否を決定し、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（別記第 2 7 号様式）により、当該申請に係る計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

第 3 2 条中「計画相談支援給付費支給取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

第 3 7 条第 2 項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第 3 8 条中「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書」を「自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

第 3 9 条第 1 項中「自立支援医療費（更生医療）支給認定通知書」を「自立支援医療（更生医療）支給認定決定通知書」に、「自立支援医療費（更生

医療）支給認定却下通知書」を「通知書」に改める。

第 4 0 条中「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書」を「自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

第 4 1 条中「自立支援医療費（更生医療）支給変更承認通知書」を「自立支援医療（更生医療）支給変更決定通知書」に改める。

第 4 2 条中「自立支援医療費受給者証等記載事項変更届（更生医療）」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）」に改める。

第 4 3 条中「医療受給者証再交付申請書」を「自立支援医療受給者証再交付申請書（更正医療）」に改める。

第 4 4 条中「自立支援医療費（更生医療）支給認定取消通知書」を「自立支援医療（更生医療）支給認定取消通知書」に改める。

第 4 5 条第 2 項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第 4 6 条中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改める。

第 4 7 条第 1 項中「補装具費却下決定通知書」を「却下決定通知書」に改める。

第 4 9 条第 2 項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第 5 0 条第 1 項中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第 2 項中「施行令第 4 3 条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

第 5 1 条を次のように改める。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給決定）

第 5 1 条 区長は、前条の申請があった場合において、高額障害福祉サービス等給付費の支給の可否を決定し、令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（別記第 4 7 号様式）により、当該申請に係る支給決定障害者等に通知するものとする。

2 区長は、前条第 2 項の申請があった場合において、高額障害福祉サービス等給付費の支給の可否を決定し、令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（別記第 4 7 号様式）により、

当該申請に係る支給決定障害者等に通知するものとする。
別記第 1 号様式から別記第 8 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条、第 14 条、第 21 条関係)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

江東区長 様

次のとおり申請します。

		申請年月日		年		月		日	
申請者	フリガナ			個人番号					
	氏 名			生年月日	年		月		日
	居 住 地	〒		電話番号					
支給申請に係る児童氏名	フリガナ			個人番号					
				生年月日	年		月		日
				続 柄					
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名			
障害基礎年金 1 級の受給の有無 (就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)									

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定		有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等			
	介護保険サービス	要介護認定		要介護度	
		利用中のサービスの種類と内容等			

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
	訪問系・その他	介護給付費	訓練等給付費	
		☐ 居 宅 介 護	☐ 就 労 定 着 支 援	
		☐ 重 度 訪 問 介 護	☐ 自 立 生 活 援 助	
		☐ 同 行 援 護	☐ 就 労 選 択 支 援	
		☐ 行 動 援 護		
	訓練系・就労系	☐ 重度障害者等包括支援		
		☐ 短 期 入 所	☐ 自立訓練 (機能訓練)	
		☐ 療 養 介 護	☐ 自立訓練 (生活訓練)	
		☐ 生 活 介 護	☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練	
		☐ 就 労 移 行 支 援		
居住系		☐ 就労移行支援 (養成施設)		
		☐ 就 労 継 続 支 援 A 型		
		☐ 就 労 継 続 支 援 B 型		
	☐ 施 設 入 所 支 援	☐ 共同生活援助 (グループホーム)		
	☐ 地 域 移 行 支 援			
地域相談支援	☐ 地 域 定 着 支 援			

□サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するためには必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、江東区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

□利用者負担額減額・免除等の申請に当たり、利用者本人又は同一世帯員の区市町村民税情報及び障害関連手当・年金を確認することに同意します。

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合記入すること。

申請 する 減 免 の 種 類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯 2. 区市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも○をつける。 ①利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が 80 万円以下の者 ②①以外の者 3. 区市町村民税課税世帯（障害者：所得割 16 万円未満、障害児及び 20 歳未満の施設入所者：所得割 28 万円未満）に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	（20 歳以上の方） 1. 療養介護利用者であること（年齢 歳） 2. 区市町村民税非課税世帯の者	（20 歳未満の方） 1. 療養介護利用者であること（年齢 歳）
	☐ III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	（20 歳以上の方） 1. 施設入所者であること（年齢 歳） 2. 区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	（20 歳未満の方） 1. 施設入所者であること（年齢 歳）
	☐ IV グループホーム入居者に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。	
☐ V 生活保護への移行予防措置（自己負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒 電話番号		

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

障害支援区分認定通知書

年 月 日付の支給申請に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 21 条の規定により、下記のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。

記

氏 名		認定 年月日	
障害支援区分	備考		
障害支援区分の 認定の有効期間			
(留意事項) 1 上記の障害支援区分や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に東京都知事に對し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 3 号様式 (第 4 条、第 1 5 条、第 2 2 条関係)

第
年

月

号
日

様

江東区長

印

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給 (給付) 決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました (介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) の支給 (及び) (利用者負担額減額・免除等) について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 2 条 (及び) 第 2 9 条) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 3 4 条) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 7 及び第 5 1 条の 1 4) の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

障害福祉サービス 受 給 者 証 番 号										地 域 相 談 支 援 受 給 者 証 番 号															
支給 (給付) 決定障害者 (保護者) 氏 名										支給決定に係る 児 童 氏 名															
障 害 支 援 区 分					支給 (給付) 決定年月日					障害支援区分の 有 効 期 間															
支給 決定 理由 等	サービスの種類										支援の内容及び支給 (給付) 量										有効期間				
	特 記 事 項																								
利用者負担上限月額					円					左 の 上 限 月 額 の 適 用 期 間															
特定障害者特別給付費 (施設入所支援)					日額					左 の 給 付 費 の 適 用 期 間															
特定障害者特別給付費 (共同生活援助・ 重症障害者等包括支援)					月額 円					左 の 給 付 費 の 適 用 期 間															
療養 介護 医療	公費負担者番号										公費受給者番号														
	療養介護医療(食事 療養(生活療養)を 除く。)の負担上限 月額					月額 円					食事療養(生活療養)の 負担上限月額					月額 円									
	上 限 額 の 適 用 期 間																								

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 4 号様式 (第 4 条、第 15 条、第 22 条関係)

様

第 年 月 日

江東区長

印

却下決定通知書 (介護給付費等)

年 月 日に申請のありました((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の支給)(及び)(利用者負担額減額・免除等)については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

(一)		(二)	
障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容	
受給者氏名等		障害支援区分	
支給決定理由書等 （印）	居住地	認定有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別
	フリガナ	支給量等	
	氏名		
	生年月日 年 月 日		
	フリガナ	サービス種別	
氏名	支給量等		
生年月日	支給決定期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別	
障害種類	支給決定期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別	
交付年月日 年 月 日	支給決定期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別	
支給予付村名 及び 印		支給量等	

(三)		(四)	
訓練等給付費の支給決定内容		計画相談支援給付費の支給内容	
障害支援区分		支給期間 年 月 日から 年 月 日まで	
認定有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別	特定指定特設支援事業所名	
支給量等		モニタリング機関	
		予備欄	
支給決定期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別	特定障害者初歩給付費の支給内容	
支給量等		施設入居支援	
		支給額 円／月	
		適用期間 年 月 日から 年 月 日まで	
支給決定期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別	共同生活促進又は生活援助事業等施設支援	
支給量等		支給額 円／月	
		適用期間 年 月 日から 年 月 日まで	
		予備欄	
支給決定期間 年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別		
予備欄			

(五)	
利用費負担に関する事項	
負担上限月額	
適用期間 年 月 日から 年 月 日まで	
食事提供体制加算対象者	
適用期間 年 月 日から 年 月 日まで	
利用者負担上乗額管理施設受給者の有無	
利用者負担上乗額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

[illegible]

別記第 6 号様式 (第 4 条関係)

療養介護医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
支給決定障害者	居住地								
	フリガナ					生年月日			
	氏 名					年 月 日			
負担上限月額	療養介護医療(食事療養(生活療養)を併用)	月額	円						
	食事療養(生活療養)	月額	円						
適用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで								
交付年月日	年 月 日								
特記事項									
支給市町村名 及び印	江東区 印								

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及びマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)等を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。 3 療養介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。〔※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。〕 4 療養介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を江東区に提出してください。 5 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に江東区にこの証を添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、1.4 日以内に、この証を添えて、江東区にその旨を届け出てください。 7 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した江東区にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、1.4 日以内に、この証を添えて、この証を交付した江東区に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、江東区に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を江東区に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

江東区長 様

次のとおり申請します。

		申請年月日		年	月	日
申請者	フリガナ	個人番号				
	氏 名	生年月日		年	月	日
	居住地	〒		電話番号		
支給申請に係る児童氏名	フリガナ	個人番号				
		生年月日		年	月	日
		続 柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名
障害基礎年金 1 級の受給の有無 (就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)						

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定		有効期間	
	利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険サービス	要介護認定		要介護度		
	利用中のサービスの種類と内容等				
変更の理由					

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費		
		訓練等給付費		
		訪問系・その他	□居 宅 介 護 □就 労 定 着 支 援	
		□重度訪問介護 □自立生活援助 □就労選択支援		
	訓練系・就労系	□短期入所 □自立訓練 (機能訓練)	☐ 体験利用 希望する事業所の種類 ☐ 介護サービス包括型 ☐ 日中活動サービス型 ☐ 外部サービス利用型 介護の提供希望 ☐ 有 ☐ 無 サテライト型住居の利用意向 ☐ 有 ☐ 無	
		□療養介護 □自立訓練 (生活訓練)		
		□生活介護 □宿泊型自立訓練		
		□就労移行支援 □就労移行支援 (養成施設)		
		□就労継続支援 A 型 □就労継続支援 B 型		
居住系	□施設入所支援 □共同生活援助 (グループホーム)			
	□地域移行支援			
	□地域定着支援			
	□地域相談支援			
	□地域定着支援			

- サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するためには必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、江東区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。
- 利用者負担額減額・免除等の申請に当たり、利用者本人又は同一世帯員の区市町村民税情報及び障害関連手当・年金を確認することに同意します。

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合記入すること。

申請する 減免の 種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯 2. 区市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも○をつける。 ①利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が 80 万円以下の者 ②①以外の者 3. 区市町村民税課税世帯（障害者：所得割 16 万円未満、障害児及び 20 歳未満の施設入所者：所得割 28 万円未満）に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20 歳以上の方〉 1. 療養介護利用者であること（年齢 歳） 2. 区市町村民税非課税世帯の者	〈20 歳未満の方〉 1. 療養介護利用者であること（年齢 歳）
	☐ III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20 歳以上の方〉 1. 施設入所者であること（年齢 歳） 2. 区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20 歳未満の方〉 1. 施設入所者であること（年齢 歳）
	☐ IV グループホーム入居者に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 区市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。	
☐ V 生活保護への移行予防措置（自己負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒		
電話番号			

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

第 年 月 日

様

江東区長

印

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給変更決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)の支給変更)
(及び) (利用者負担額減額・免除等の変更) について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律第 22 条(及び) 第 29 条) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34
条) の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証 番 号																		支給決定障害者 (保護者) 氏 名	
変 更 年 月 日																		支給決定に係る 児 童 氏 名	
変 更 の 内 容	変更前																		
	変更後																		

受給者証を に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不
要です。

提出先

提出期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に
対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に
江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを
除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則とし
て審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した
場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 10 号様式から別記第 13 号様式までを
次のように改める。

別記第10号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

表

江東區長

印

災害支援区分変更認定通知書

年 月 日付の（支給申請 支給決定の変更申請）に基づき（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条 第24条）の規定により、下記のとおり障害支援区分の変更の認定を行ったので通知します。

20

受給者証号										支給決定障害者氏名	
認定年月日											

障害支援区分	変更前	
	変更後	
	備考	
障害支援区分の認定の有効期間		

(留意事項)

- 1 変更後の障害支援区分や利用者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定(の変更)を行います。
- 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。
- 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 11 号様式 (第 7 条関係)

第 年 月 日

様

江東区長

印

支給 (給付) 決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項及び第 51 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり支給 (給付) 決定を取り消しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
支給 (給付) 決定障害者 (保護者) 氏名		支給決定に係る 児童氏名	
支給 (給付) 決定取消日			
取消理由			

受給者証を に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

返還期限

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後 (次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときを除く。) でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 1 2 号様式 (第 8 条、第 1 6 条、第 2 3 条関係)

申請内容変更届出書 (介護給付費等)

江東区長 様

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給 (給付) 決定 障害者 (保護者) 氏 名		個 人 番 号	
居 住 地	〒		
	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定に係る 児 童 氏 名		続柄	
		個 人 番 号	

届出書提出者	☐ 支給 (給付) 決定障害者等 (本人)	☐ 本人以外 (下の欄に記入)	
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

変更事項 (該当に○を して下さ い。)	支給 (給付) 決定障害 者等に関すること	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	支給決定に係る児童 に 関 する こと	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

別記第 1 3 号様式 (第 9 条関係)

受給者証再交付申請書 (介護給付費等)

江東区長 様

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の 種 類	1 障害福祉サービス受給者証 2 地域相談支援受給者証 3 療養介護医療受給者証	受給者 証番号	
---------------	--	------------	--

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給 (給付) 決定障害者 (保護者) 氏 名		個 人 番 号	
居 住 地	〒		
	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定に係る児童氏名		続柄	
		個 人 番 号	

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		本人との関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

申請の理由	1 汚損 具体的な状況	2 紛失	3 その他

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く)

別記第 1 9 号様式を次のように改める。

別記第 1 9 号様式 削除

別記第 2 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 2 号様式 (第 2 2 条関係)

(一) 地域相談支援受給者証 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">受給者証番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">地域相談支援給付決定障害者</td> <td style="width: 10%;">居住地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">障害種別</td> </tr> <tr> <td colspan="3">交付年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; vertical-align: bottom;"> 支給市町村名 及び印 </td> </tr> </table> 江東区 印	受給者証番号			地域相談支援給付決定障害者	居住地		フリガナ		氏名		生年月日	年 月 日	障害種別			交付年月日 年 月 日			支給市町村名 及び印			(二) 地域相談支援給付費の給付決定内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">地域相談支援の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域相談支援給付等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域相談支援給付決定期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>地域相談支援の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域相談支援給付等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域相談支援給付決定期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px; vertical-align: bottom;">予備欄</td> </tr> </table>	地域相談支援の種類		地域相談支援給付等		地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	地域相談支援の種類		地域相談支援給付等		地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	予備欄		(三) 一般相談支援事業者記載欄 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">受給する地域相談支援の種類</td> <td style="width: 40%;">事業者及びその事業所の名称</td> <td style="width: 40%;">契約日 サービス開始日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>契約日 年 月 日 サービス開始日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>契約日 年 月 日 サービス開始日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; vertical-align: bottom;">予備欄</td> </tr> </table>	受給する地域相談支援の種類	事業者及びその事業所の名称	契約日 サービス開始日			契約日 年 月 日 サービス開始日 年 月 日			契約日 年 月 日 サービス開始日 年 月 日	予備欄		
受給者証番号																																																	
地域相談支援給付決定障害者	居住地																																																
	フリガナ																																																
	氏名																																																
	生年月日	年 月 日																																															
障害種別																																																	
交付年月日 年 月 日																																																	
支給市町村名 及び印																																																	
地域相談支援の種類																																																	
地域相談支援給付等																																																	
地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																
地域相談支援の種類																																																	
地域相談支援給付等																																																	
地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																
予備欄																																																	
受給する地域相談支援の種類	事業者及びその事業所の名称	契約日 サービス開始日																																															
		契約日 年 月 日 サービス開始日 年 月 日																																															
		契約日 年 月 日 サービス開始日 年 月 日																																															
予備欄																																																	

(四) 計画相談支援給付費の支給内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">支給期間</td> <td>年 月 から 年 月 まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定特定相談支援事業所名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">モニタリング期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px; vertical-align: bottom;">予備欄</td> </tr> </table>	支給期間	年 月 から 年 月 まで	指定特定相談支援事業所名		モニタリング期間		予備欄		(五) 注意事項欄 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。 3 給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、江東区にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。 4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて江東区にその旨を届け出てください。 5 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した江東区にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の区市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した江東区(旧居住地の市町村)に届け出てください。 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに江東区に返してください。 7 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を江東区に返してください。 8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 9 給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。
支給期間	年 月 から 年 月 まで								
指定特定相談支援事業所名									
モニタリング期間									
予備欄									

別記第 2 4 号様式から別記第 3 0 号様式までを次のように改める。

別記第 2 4 号様式 (第 2 8 条関係)

様

第 年 月 日

江東区長

印

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (第 2 2 条第 4 項 第 2 4 条第 3 項 第 5 1 条の 7 第 4 項)・児童福祉法 (第 2 1 条の 5 の 7 第 4 項 第 2 1 条の 5 の 8 第 3 項) の規定に基づき、支給 (給付) 要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。

・計画相談支援・障害児相談支援依頼 (変更) 届出書

※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要。

提出先

提出期限 年 月 日

別記第 2 5 号様式 (第 2 9 条関係)

計画相談支援・障害児相談支援依頼 (変更) 届出書

江東区長 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

区分	
----	--

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名		個 人 番 号			
	居 住 地	〒	電話番号			
申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	年	月	日
			続柄			
			個 人 番 号			

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名	
フリガナ	
事業所名	
住 所	〒
	電話番号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由 (変更の場合に記載)

変更年月日 年 月 日

別記第 26 号様式 (第 30 条関係)

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

江東区長 様

次のとおり、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項に規定する計画相談支援給付費、児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費)の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名		個 人 番 号			
	居 住 地	〒				
		電話番号				
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名		続柄			
			個 人 番 号			

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)				
フリガナ			申請者 との関係		
氏 名					
住 所	〒				
電話番号					

別記第27号様式 (第31条関係)

第 年 月 号

横

江東區長

印

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記																									
障害福祉サービス 受給者証 番号													地域相談支援 受給者証 番号												
通所受給者証番号																									
申請者氏名												申請に係る 児童氏名													
支給の可否																									
支給する	支給期間																								
	モニタリング 期間																								
支給しない	支給しない 理由																								

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第28号様式 削除

印

記

[illegible]

(お問合せ先)

印

別記第 3 2 号様式 (第 3 5 条関係)

(表面)

障 害 支 援 区 分 認 定 証 明 書											
障 害 支 援 区 分 認 定 者	申請番号										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日	年 月 日 生									
	住所										
	転出予定先 (市区町村名まで)										
	異動予定日	年 月 日									
上記の者は、次のとおり江東区において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定を受けている者であることを証明する。 年 月 日 江東区長 印											
		申請年月日	年 月 日								
障害支援区分		認定年月日	年 月 日								
認定の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで有効										
市町村審査会 の意見等											
備 考											

※裏面に注意事項を記入

(裏面)

注意事項

- 1 この障害支援区分認定証明書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害支援区分認定について、転出先の区市町村で、改めて認定調査等を受けることなく障害支援区分認定を受けることが可能になるよう江東区が交付したもので、障害支援区分認定結果等を通知するものではありません。したがって、この証で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの支給を受けることはできません。
- 2 住所を異動した際は、直ちに転入先の区市町村の窓口で転入の届出をし、必ずこの証明書を提出して障害福祉サービスの利用の申請をしてください。
転入先の区市町村で改めて支給決定を受けるまでは原則として転入後に利用した障害福祉サービスの給付は受けられません。緊急に利用が必要な場合は転入先区市町村にご相談ください。
- 3 住所を異動した先の区市町村が、新たに障害福祉サービスに係る給付の実施主体となります。
- 4 異動予定日を過ぎてから住所を異動した場合は、異動予定日が過ぎてから住所を異動するまでに利用した障害福祉サービスの給付が一部受けられなくなることがありますので、予定が変わった場合は江東区にご相談ください。

別記第 3 3 号様式 (第 3 8 条、第 4 0 条関係)

自立支援医療費 (更生) 支給認定申請書 (新規・再認定・変更)											
※該当する欄を新規・再認定・変更 (自己負担割合等及び認定医療機関の変更認定の申請の場合) のいずれかに○をします。											
受 診 者	フリガナ							年齢	生 年 月 日		
	氏 名							歳	年 月 日		
	住 所							電 話 番 号			
	個人番号										
負 担 額 に 関 する 事 項	受診者の加入医療 保険の記号及び番 号					保険者番号			保険種別		
	受診者と同一保険 の加入者	氏名				個人番号					
	該当する所得区分							重度かつ 継続			
身体障害者手帳 番号					受給者番号						
受診を希望する指定自 立支援医療機関 (薬 局・訪問看護事業者を 含む。)	医 療 機 関 名				所在地・電 話 番 号						
治療方針の変更 (再認定の場合 に○をします。)	有 (要診断書) ・ 無 (前年度以前に支給要否意見書を提出済み)										
備 考											
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。											
申請者氏名 _____ 年 月 日 江東区長 顧											

- ※ 「該当する所得区分」、「重度かつ継続」はチェックシートを参照し、該当すると思う区分を記入する。
 ※ 「受給者番号」は再認定または変更の方のみ記入。
 ※ 「申請者氏名」については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

副 意 書	
この申請に必要な所得区分を確認する上で、私にかかる課税台帳等を閲覧することに同意します。	
申請者氏名 _____	年 月 日
江東区長 顧	

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

区記入欄	
申請受付年月日	経過年月日
前回の所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上
今回の所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上
所得確認方法	個人番号 市町村民税課税証明書 市町村民税滞納税証明書 標準負担額減額認定証 生活保護受給世帯の証明書 その他収入等を証明する書類 ()
前回の受給者番号	今回の受給者番号
備 考	

別記第 3 4 号様式 (第 3 9 条関係)

様

第

号

年

月

日

自立支援医療 (更生医療) 支給認定決定通知書

江東区長 印

先に申請のありました自立支援医療費 (更生医療) については、下記のとおり決定しましたので通知します。

受 給 者 番 号		認 定 日	
受 診 者 氏 名			
有 効 期 間	から まで		
医療の具体的方針			
病院・診療所			
薬 局			
訪問看護事業者			
自己負担上限額		重度かつ継続	
(注意事項) 医療機関に受診する際は、必ず「自立支援医療受給者証」を窓口で提示してください。また、受給者証とあわせて「自己負担上限管理票」の交付を受けた人はこれも同時に提出してください。			

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で、江東区長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え (取消訴訟) は、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

(お問合せ先)

別記第 3 5 号様式 (第 3 9 条関係)

様
第 年 月 日
通 知 書

江東区長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 3 条第 1 項の規定による自立支援医療の申請は次により認定されませんでしたので通知します。

申 請 日			
受診者氏名		生年月日	
住 所			
理 由			

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。) 提起することができます (なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます (なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

(お問合せ先)

別記第 3 6 号様式 (第 3 9 条関係)

自立支援医療受給者証 (更生医療)									
公費負担者番号									
自立支援医療費受給者番号									
受 診 者	フリガナ							生年月日	
	氏 名								
	住 所								
	加入医療保険の 記号及び番号					保険者番号			
						保険者名			
	特定疾病療養 受療の認定								
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所					所在地・ 電話番号			
	薬 局					所在地・ 電話番号			
	訪問看護事業者					所在地・ 電話番号			
重度かつ継続						自己負担上限額			
有 効 期 間		から まで							
上記のとおり認定する。 年 月 日 江東区長 印									

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証、特定疾病区分が記載された資格確認書等を医療機関窓口提出すること。

自立支援医療受給者証 (対象となる障害名及び医療の具体的方針)	
公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特記事項	

別記第 3 7 号様式 (第 4 1 条関係)

様

第 年 月 日

自立支援医療 (更生医療) 支給変更決定通知書

江東区長 印

先に申請のありました自立支援医療費 (更生医療) については、下記のとおり決定しましたので通知します。

受 給 者 番 号			
受 診 者 氏 名			
有 効 期 間	から まで		
医療の具体的方針			
病院・診療所			
薬 局			
訪問看護事業者			
自己負担上限額	重度かつ継続		
変 更 の 理 由			
(注意事項) 医療機関に受診する際は、必ず「自立支援医療受給者証」を窓口で提示してください。また、受給者証とあわせて「自己負担上限管理票」の交付を受けた人はこれも同時に提出してください。			

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、江東区長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え (取消訴訟) は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

(お問合せ先)

別記第 3 9 号様式から別記第 4 7 号様式までを
次のように改める。

別記第 3 9 号様式 (第 4 2 条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (更生医療)													
受 診 者	フリガナ											生年月日	
	氏 名											年 月 日	
	住 所	〒										電話番号	
個人番号													
自立支援医療費受給者番号													
受給者証の有効期間		から まで											
変 更 内 容	事 項	変 更 前					変 更 後						
	受診者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・ 住所・電話番号)												
	加入医療保険に関する事 項 (記号及び番号・保険者 名・ 受診者と同一の加入者)												
	身体障害者手帳番号												
備 考													
私は、自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 届出者氏名 年 月 日 江東区長 様													

※ 自己負担上限額 (所得区分及び重度かつ継続該当・非該当) 及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書 (変更) に記載すること。

別記第 4 0 号様式 (第 4 3 条関係)

自立支援医療受給者証再交付申請書 (更生医療)												
受 診 者	フリガナ											生年月日
	氏 名											年 月 日
	住 所											電話番号
	個 人 番 号											
自立支援医療費受給者番号												
受給者証の有効期間		から まで										
再交付を申請する理由		該当するものに○を付けてください。 1 破損 2 汚損 3 紛失										
上記理由により、自立支援医療受給者証の再交付を申請します。 申請者氏名 年 月 日 江東区長 様												

※ 破損又は汚損の場合は、再交付を受けようとする受給者証を添付してください。

※ 再交付を受けた後、紛失した受給者証が見つかったときは、速やかに江東区長に返還してください。

別記第 4 1 号様式 (第 4 4 条関係)

様

第 号
年 月 日

自立支援医療 (更生医療) 支給認定取消通知書

江東区長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 7 条の規定により、下記のとおり支給認定を取り消しましたので通知します。

受 給 者 番 号	
受 診 者 氏 名	
支給認定取消日	
取 消 理 由	
備 考	
お手持ちの受給者証は区役所窓口で返還してください。	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で、江東区長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え (取消訴訟) は、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

(お問合せ先)

別記第 4 2 号様式 (第 4 6 条関係)

補装具費 (購入・借受け・修理) 支給申請書

		申請日		年		月		日		
江東区長 様										
申請者	住	所								
	氏	名								
	個	人	番	号						
	対象者との続柄									
	電 話 番 号									
下記のとおり補装具費の支給申請 (購入・借受け・修理) をいたします。 補装具費の支給申請 (購入・借受け・修理) の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。										
対 象 者	☐ 申請者と同じ ※申請者と同じ場合、生年月日のみ記載してください。									
	住	所								
	フリガナ	氏 名								
	個	人	番	号						
	生年月日	年		月		日		電話番号		
身 体 障 害 者 手 帳 障 害 名	手帳番号	第 号								
	交付年月日	年		月		日		障害種別・等級		
疾 患 名		(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)								
購入・借受け・修理を受ける補装具名										
判定予定日										
希 望 す る 補 装 具 事 業 者	名 称									
	所在地									
	電話番号					F A X				
該当する所得区分										
生活保護への移行予防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防 (定率負担軽減措置) を希望します。								

別記第 4 3 号様式 (第 4 7 条関係)

第 年 月 日 号

様

江東区長 印

補装具費支給決定通知書

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 者	住 所	〒			
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	電話番号		
保 護 者 氏 名				続 柄	
支 給 番 号		支給決定日		年 月 日	
決 定 内 容		借受け期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
補 装 具 名					
補 装 具 事 業 者	名 称				
	所 在 地	〒			
	電話番号				
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額
円		円	合計額	円	(合計額)
月額負担上限額		月額 (借受けの場合)	(初月)	円	円
			(中間月)	円	
円			(最終月)	円	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、江東区長を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(お問合せ先)

別記第 4 4 号様式 (第 4 7 条関係)

様

第 年 月 日

却下決定通知書

江東区長 印

先に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、江東区長を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(お問合せ先)

別記第 4 5 号様式 (第 4 7 条関係)

補 装 具 費 支 給 券

支 給 番 号		支 決 定 日		購 入 ・ 借 受 け ・ 修 理 の 別	
借受け期間 (借受けの場合)	年 月 日 ～ 年 月 日				
氏 名			生年月日		
住 所					
保 護 者 氏 名			続 柄		
補装具の名称					
修 理 部 位					
処 方					
補 装 具 費 事 業 者	名 称				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
基準額	見積額		利用者負担額	公費負担額	
円	円		円	円	
月額負担上限額					
円					
上記のとおり決定する。 年 月 日 江東区長 印					
適 合 判 定	判 定 年月日	年 月 日	判定員 職氏名		
受 領	受 領 年月日	年 月 日	受領者 氏名		本人と の関係

(お問合せ先)

別記第 4 6 号様式 (第 5 0 条関係)

令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

江東区長 様

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法																			
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)											制度	受給者証番号・被保険者証番号																		
生 年 月 日	年 月 日										①																			
個 人 番 号											②																			
											③																			
居 住 地	〒																													
	電話番号																													
フリガナ											続 柄																			
支給決定に係る児童氏名											生年月日	年 月 日																		
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額											申請に係るサービス利用月																			
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額											年 月 分																			
同 一 世 帯 に 属 す る 他 の 支 給 決 定 障 害 者	氏 名										生年月日										①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法									
																					制 度									
																					受給者証番号・被保険者証番号									
	個人番号																				①									
																					②									
	個人番号																				③									
																					①									
	個人番号																				②									
																				③										
																				①										
																				②										
																				③										

次の口座振替依頼書に記載することにより、給付費の受取口座を指定してください。

なお、本申請書上部の「申請者氏名」欄の氏名と口座名義が一致していることが必要となります。

受取口座	☐ マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。 ☐ 以下の口座を振込先とする。																														
口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合 ()										本店 支店 出張所 ()										種目	口座番号									
	金融機関コード										店舗コード										1 普通預金										
																					2 当座預金										
	ゆうちょ銀行										記号										4 貯蓄預金										
	口座名義人カナ																				9 その他										
申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)																														
フリガナ											申 請 者 と の 関 係																				
氏 名																															
住 所	〒																														
	電話番号																														

別記第 4 6 号の 2 様式 (第 5 0 条関係)

令第四十三條の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書
江東区長 様

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三條の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者総合支援法 ②介護保険法										
申請者氏名											制度	受給者証番号・被保険者証番号									
生 年 月 日	年 月 日										①										
個 人 番 号											②										
居 住 地	〒																				
	電話番号																				
フリガナ											生年月日	個 人 番 号									
配偶者氏名																					
サービス利用月の 障害福祉相当 介護保険サービス 支払額 (注)											申請に係る サービス 利用月	年 月分									
										65 歳に達する までの介護保険法に よる保険給付の 受給有無										□無 □有	

次の口座振替依頼書に記載することにより、給付費の受取口座を指定してください。
なお、本申請書上部の「申請者氏名」欄の氏名と口座名義が一致していることが必要となります。

受取口座	☐ マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。 ☐ 以下の口座を振込先とする。																												
口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合 ()										本店 支店 出張所 ()																		
	金融機関コード										店舗コード																		
	ゆうちょ銀行										記号	番号																	
	口座名義人カナ																												
										種目										口座番号									
										1 普通預金																			
										2 当座預金																			
										4 貯蓄預金																			
										9 その他																			

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外 (下の欄に記入)																				
フリガナ											申 請 者										
氏 名											との関係										
住 所	〒																				
	電話番号																				

別記第47号様式 (第51条関係)

第 年 月 号 日

樣

江東区長

印

令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 (保護者)氏名		受給者 証番号								
支給決定に係る 児 童 氏 名										

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額		申請に係る サービス利用月	
支 給		支 給 金 額	
不支給の理由			

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第47号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 4 7 号の 2 様式 (第 5 1 条関係)

様

第 年 月 日

江東区長

印

令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名										
	受給者									
	証番号									
申請年月日	年 月 日		決定年月日	年 月 日						
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払額 (注)			申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月							
支 給			支 給 金 額							
不支給の理由										

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載 (本人支払額があれば分けて記載) しています。

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後 (次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。) でなければ提起することができないこととされています。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

別記第 4 8 号様式を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 26 号

江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区旅館業法施行条例施行規則（平成 24 年 3 月江東区規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項中「第 2 条の 2」を「第 2 条の 3」に改める。

第 8 条第 1 項中「旅館業営業計画のお知らせ（建築計画・建築計画以外の計画）」を「旅館業営業計画のお知らせ」に改める。

第 9 条第 2 項中「関係住民」の次に「及び隣接土地所有者等」を加え、「配布」を「配付」に改め、同条第 3 項ただし書中「配布」を「配付」に改め、同項第 5 号中「敷地面積」を「面積（敷地面積、建築面積、建物全体の延べ床面積及び施設の延べ床面積をいう。）」に改め、同項第 6 号中「規模（面積、客室数及び定員をいう。）、構造及び各階用途」を「概要（建物の階数、施設の使用階、建物の構造、客室数、定員、客室の内部構造、玄関帳場の有無及び施設のある建物の外観をいう。）」に改め、同条第 4 項第 1 号ア中「及び関係住民」を「並びに関係住民及び隣接土地所有者等」に改め、同号エ中「配布」を「配付」に改め、同号に次のように加える。

オ 公道から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図

第 9 条第 4 項第 2 号ア中「関係住民」の次に「及び隣接土地所有者等」を加え、「名簿及び」を「名簿並びに」に改め、同号ウ中「配布」を「配付」に改め、同号に次のように加える。

エ 前号オに掲げる書類

第 16 条を削る。

第 17 条中「第 9 条第 5 号」を「第 9 条の 2 第 6 号」に改め、同条を第 16 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（営業従事者等による施設確認）

第 17 条 条例第 9 条の 2 第 9 号ただし書の規則で定める場合は、条例第 11 条第 11 号に規定する施設を設置し、条例第 9 条の 2 第 1 号で定める勤務体制が確保される場合とする。

第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 17 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」

に改め、同条を第 26 条とする。

第 24 条を第 25 条とし、第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（営業従事者等が常駐できるための施設）

第 23 条 条例第 11 条第 11 号の規則で定める施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 客室等、宿泊者が使用する施設は、壁、扉又はこれに類する物により区画され、かつ、客室を通らずに出入りすることができる構造であること。
- (2) 営業時間中に営業者又は営業従事者が常駐するために十分な広さを有すること。
- (3) 施設内には営業者又は営業従事者が常駐する際に使用するための必要な設備を有すること。

別記第 1 号様式中「又は賃貸借契約書の写し」を削る。

別記第 4 号様式中「第 2 条の 2」を「第 2 条の 3」に改める。

別記第 4 号の 2 様式中「合併」を「譲渡」に改める。

別記第 5 号様式、別記第 5 号の 2 様式及び別記第 8 号様式中「又は賃貸借契約書の写し」を削る。

別記第 12 号様式中「（建築計画・建築計画以外の計画）」を削り、

「 説明会の日程 」

を
「 説明会の日程
（戸別訪問の場合は、戸別訪問の日程） 」

に改める。

別記第 13 号様式中「（建築計画・建築計画以外の計画）」を削る。

別記第 15 号様式を次のように改める。

別記第 15 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

江東区長 殿

住 所
申請予定者 氏 名
電 話 ()

(法人にあつては、名称、事務所の所在地及び
代表者の氏名)

説明会等報告書

江東区旅館業法施行条例第 4 条第 1 項の規定により、説明会等の結果を下記のとおり報告します。

記

1 説明会開催

(1) 説明会開催日時 年 月 日 時 分 ～ 時 分

(2) 説明会開催場所

(3) 出席者数 関係住民等及び隣接土地所有者等 名

申請予定者側 名

2 戸別訪問

(1) 戸別訪問期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 戸別訪問対象戸数 戸

3 説明した内容

(1) 申請予定者 住所
氏名

(2) 施設の名称

(3) 施設(敷地)の所在地

(4) 営業の種別

(5) 施設の面積

ア 敷地面積 m^2 イ 建築面積 m^2 ウ 建物全体の延べ床面積 m^2 エ 施設の延べ床面積 m^2

(6) 施設の概要

- ア 建物の階数 地上 階 地下 階
- イ 施設の使用階 階
- ウ 建物の構造 造
- エ 客室数 室 定員 名
- オ 客室の内部構造
- カ 玄関帳場（フロント）の有無： あり ・ なし
- キ 施設のある建物の外観
- (7) 工事等着工予定 年 月 日
- 完成予定 年 月 日
- 営業開始予定 年 月 日
- (8) 施設の管理方法及び運営方法等（資料を用いずに口頭による説明を行った場合は、その旨を議事録等に記載すること。）
- ア 条例第 9 条の 2 第 1 号及び第 7 号の規定に関すること。
- イ 条例第 10 条の規定に関すること。
- ウ 条例第 11 条第 1 号の規定に関すること。
- エ 施設の廃棄物の収集、保管及び処理に関すること。
- (9) 説明者氏名
- 4 添付書類
- (1) 説明会開催の場合
- ア 説明会出席者名簿並びに関係住民及び隣接土地所有者等を記した地図
- イ 説明会の開催通知書
- ウ 説明会議事録（詳細に記述したものを添付すること。）
- エ 説明会で配付した資料
- オ 公道から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図
- (2) 戸別訪問の場合
- ア 説明した関係住民及び隣接土地所有者等の名簿並びに関係住民及び隣接土地所有者等を記した地図
- イ 計画に関する質疑応答があった場合はその記録
- ウ 戸別訪問で配付した資料

エ 公道から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の登記事項
証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図

別記第 16 号様式中「第 24 条」を「第 25 条」
に改める。

別記第 17 号様式中「第 25 条」を「第 26 条」
に、「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改
める。

別記第 18 号様式中「第 17 条第 2 項」を「第
18 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前
の江東区旅館業法施行条例施行規則の別記様式
による用紙で、現に残存するものは、所要の修
正を加え、なお使用することができる。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公
布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 27 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和 40 年 3 月江東区規
則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のよう
に改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

DV情報等											
面接記録票			起案日								
			決裁日								
面接年月日			受付番号			面接員			地区担当員		
要保護者	フリガナ氏名					電話番号					
	住所										
相談者	フリガナ氏名					要保護者との関係					
	住所					電話番号					
世帯構成											
フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	国籍	在留資格	他法	収入種別	収入金額	備考	
保護歴の有無											
保護歴 1											
保護歴 2											
保護歴 3											
相談経路/内容/理由等											
住居 住居種別/家賃/地代等											
扶養義務者											
氏名 (フリガナ)		続柄	住所				電話番号				

資産						
氏名 (フリガナ)	不動産	生命保険	自動車	手持ち金	預貯金	その他資産

負債					
氏名 (フリガナ)	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債

制度の説明	
面接結果	
交付書類	

急迫状態の 判断	ライフラインの 停止・滞納状況	
	国民健康保険等 の滞納状況	

面接員所見	
緊急処理の 必要性	
申請意思	

備考	
----	--

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

保護台帳

出力年月日

保護開始年月日

申請日

世帯情報

地区名		地区担当員名		ケース番号	
訪問格付		世帯類型		労働力類型	
併単区分		支給先		費用区分	
緊急連絡先					
世帯主氏名		電話番号			
居住地					
前住所					
住民票上の住所					
本籍					

保護 歴	開始年月日	廃止年月日	保護実施機関

世帯構成状況

フリガナ 世帯員氏名	マイナンバー カード	国籍	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	職業		心身 の 状況	医療 他法	国民 年金	備 考
								特技	現職				

(社会環境)

地区民生委員	
--------	--

世帯分離の状況

世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	宛名番号	世帯分離日	分離要件	備考

世帯の転入転出者の状況

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	転入・転出原因	転入・転出 年月日	住居	家族との 関係

住居の状況

住宅	住宅種別		構造	
居住開始日				
契約期間				
広さ	延面積		間取り	
宅地面積				
畳数				
固定資産税の減免				
家賃・地代・管理費・共益費	家賃		管理費・共益費	
	地代 年額		地代 月額	
敷金				
更新料				
家主・地主 氏名				
家主・地主 住所				
住宅設備	水道設備		配電設備	
	便所		風呂	
	エアコン設備			
衛生等の状況				
備考				

資産の状況

土地	所有者	所在地	種別	面積	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考
建物	所有者	所在地	種別	面積	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考

借地	種別	面積	所有者の住所氏名	借地料	備考

その他 (動産)	所有者	品名	数量	時価(見積額)	保有の可否	処分状況	備考

自動車保有状況

自動車情報	使用者・保有者情報	車の状況	処分状況
保有可否			
処分指導の状況	備考		

生命保険契約状況

保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	
保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	
保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	

自給・贈与の状況

自給の有無及び程度		贈与の有無、程度及び贈与者名

負債の状況

債権者	金額	借用年月日	使途	償還期限・方法	備考

恩給年金等受給状況

種別	受給者氏名	裁定日	基礎年金 番号	当初の認定			改定後の認定			終了年月
				受給年月	年額	備考	受給年月	年額	備考	

年金加入状況

種 別	対象者	基礎年金 番号	加入歴	加入期間	受給可否	備考

手当受給状況

種類	対象者	記号 番号	申請状況	受給状況	備考

社会保険等の加入状況

種類	扶養者	被扶養者	取得日	喪失日	保険者番号	記号・番号	備考

医療他法状況

対象者	種類	該当要件	医療機関	承認期間開始日	承認期間終了日	備考

手帳交付状況

[illegible]

精神・結核狀況

氏名	種類	対象医療機関	有効期間	備考

介護保険状況

[illegible]

注 被保険者区分欄は、第1号（普通徴収、特別徴収）又は第2号の別を記載する。

特別基準設定状況

一 時 扶 助				住 宅 費 ・ そ の 他		
給付年月日	種 類	数量	金 額	給付年月日	種 類	金 額

その他

その他

別記第 17 号様式中「見透し」を「見通し」に改める。

別記第19号の3様式及び別記第19号の4様式を次のように改める。

別記第 19 号の 3 様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

保 護 停 止 決 定 通 知 書

生活保護法による生活保護の停止について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由

(備考) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)この決定の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考	
----	--

問い合わせ先

担当員

別記第 19 号の 4 様式 (第 5 条関係)

第 年 月 日 号

様

江東区福祉事務所長

保 護 廃 止 決 定 通 知 書

生活保護法による生活保護の廃止について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由

(備考) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)この決定の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考	
----	--

問い合わせ先

担当員

別記第 29 号様式を次のように改める。

別記第 29 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について (どちらか1つを選択してください)

- ☐ 利用する ☐ 利用しない ☐ 窓口受取を希望する
(公金受取口座・保護費受け取り口座を利用しない)

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

別記第 3 1 号様式を次のように改める。

別記第 3 1 号様式 (第 1 2 条関係)

進学・就職準備給付金申請書

江東区福祉事務局長 殿

年 月 日

申請者
(進学する者又は就職する者)

住所又は居所

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____
- 3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地をご記載ください。)
 居住 (予定) 地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

- 6 関係書類
 - (1) 進学の場合
 - ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

窓口受取 ☐ 希望する ☐ 希望しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金 融 機 関 名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号 _____ 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号 _____ (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口 座 名 義 人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの種類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則及び江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 8 号

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則及び江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 (昭和 5 4 年 3 月江東区規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 2 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの

再生等の円滑化に関する法律」に、「第 1 0 5 条第 1 項」を「第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項」に改める。

(江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正)

第 2 条 江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則 (平成 2 7 年 8 月江東区規則第 6 4 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第 1 条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第 2 条中「第 1 0 2 条第 1 項」を「第 1 6 3 条の 5 6 第 1 項」に、「第 5 2 条第 1 項」を「第 7 6 条の 3 0 第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 1 0 5 条第 1 項」を「第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項」に、「第 5 2 条第 2 項」を「第 7 6 条の 3 0 第 2 項」に改める。

第 4 条中「第 4 9 条第 1 項第 3 号」を「第 7 6 条の 2 5 第 1 項第 3 号」に、「第 1 0 2 条第 1 項」を「第 1 6 3 条の 5 6 第 1 項」に、「同条第

2 項」を「同条第 2 項第 1 号」に改める。

第 5 条の見出し中「容積率」の次に「等」を加え、同条中「第 5 2 条第 1 項」を「第 7 6 条の 3 0 第 1 項」に、「第 5 0 条」を「第 7 6 条の 2 8」に改め、「除却」の次に「等」を加える。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「江東区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 9 号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「請書」の次に「(条例第 3 9 条の 2 に規定する定期使用許可に係るものを除く。)」を加える。

第 3 2 条の次に次の 7 条を加える。

(定期使用許可に係る江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規期間等)

第 3 2 条の 2 条例第 3 9 条の 2 第 1 項の規則で定める期間は、1 0 年間とする。

2 条例第 3 9 条の 2 第 1 項ただし書の規定により規則で定める使用者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子は、入居時から同居する者、第 2 0 条第 1 項の規定により同居する者又は第 2 4 条第 2 号の規定による届出があり同居する者（以下「延長判定対象同居人」という。）とする。

(定期使用許可に関する説明)

第 3 2 条の 3 条例第 3 9 条の 2 第 4 項の説明は、区営住宅定期使用許可に関する説明書（別記第 3 8 号の 2 様式）を交付することにより行うも

のとする。

(定期使用許可に係る請書)

第 3 2 条の 4 条例第 3 9 条の 2 第 4 項の説明を受けた使用予定者が、条例第 1 2 条第 1 項第 1 号の規定により請書を提出する場合は、請書（定期使用許可用）（別記第 3 8 号の 3 様式）によるなければならない。

(定期使用許可に係る住宅使用許可書)

第 3 2 条の 5 条例第 3 9 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により区営住宅の定期使用許可をする場合は、区営住宅使用許可書（定期使用許可用）（別記第 3 8 号の 4 様式）を交付することにより行うものとする。

(定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明)

第 3 2 条の 6 条例第 3 9 条の 2 第 5 項の規定による書類の提出は、区営住宅定期使用許可に関する承諾書（別記第 3 8 号の 5 様式）を提出することにより行わなければならない。

(定期使用許可期間満了通知書)

第 3 2 条の 7 条例第 3 9 条の 2 第 6 項の通知は、区営住宅定期使用許可期間満了通知書（別記第 3 8 号の 6 様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、延長判定対象同居人が死亡又は転出したことにより、当該延長判定対象同居人が死亡又は転出しなかったときの期間が満了する日の変更となる場合の取扱いについては、区長が別に定める。

(定期使用許可に係る使用承継の申請)

第 3 2 条の 8 区営住宅の定期使用許可について、条例第 2 2 条の規定により区営住宅の使用の承継の許可を受けようとする者は、区営住宅使用承継許可申請書（定期使用許可用）（別記第 3 8 号の 7 様式）を区長に提出しなければならない。

2 第 2 1 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、前項の区営住宅使用承継許可申請書（定期使用許可用）の提出があった場合について準用する。別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 1 3 条関係)

名称			専用面積	利便性係数
扇橋一丁目アパート	浴槽Ⅰ		61.53㎡	0.9264
	浴槽Ⅱ		61.53㎡	0.9405
塩浜住宅	—		—	—
猿江住宅	Aタイプ	浴槽Ⅱ	35.05㎡	0.9567
	Bタイプ	浴槽Ⅱ	41.89㎡	0.9567
	Cタイプ	浴槽Ⅱ	43.67㎡	0.9567
	Dタイプ	浴槽Ⅱ	47.02㎡	0.9567
	Eタイプ	浴槽Ⅱ	59.85㎡	0.9567
北砂二丁目アパート	浴槽なし		51.22㎡	0.8682
	浴槽Ⅰ		51.22㎡	0.9002
	浴槽Ⅱ		51.22㎡	0.9139
大島住宅	Aタイプ	浴槽Ⅱ	35.05㎡	0.9374
	Bタイプ	浴槽Ⅱ	41.89㎡	0.9374
	Cタイプ	浴槽Ⅱ	47.02㎡	0.9374
	Dタイプ	浴槽Ⅱ	59.85㎡	0.9374
東砂八丁目住宅	浴槽なし		51.04㎡	0.8653
	浴槽Ⅰ		51.04㎡	0.8972
	浴槽Ⅱ		51.04㎡	0.9108
森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽Ⅰ	47.41㎡	0.9270
		浴槽Ⅱ	47.41㎡	0.9411
	Bタイプ	浴槽Ⅰ	56.74㎡	0.9270
		浴槽Ⅱ	56.74㎡	0.9411
	Cタイプ	浴槽Ⅰ	48.05㎡	0.9270
		浴槽Ⅱ	48.05㎡	0.9411
塩浜一丁目住宅	1 2 号棟	浴槽Ⅰ	48.07㎡	0.9477
		浴槽Ⅱ	48.07㎡	0.9621
	1 4 号棟	Aタイプ	浴槽Ⅰ	61.53㎡
			浴槽Ⅱ	61.53㎡
		Bタイプ	浴槽Ⅱ	74.89㎡
北砂七丁目住宅	1 号棟	浴槽Ⅱ	63.11㎡	0.8996
	2 号棟	浴槽Ⅱ	57.39㎡	0.8996
	3 号棟	浴槽Ⅱ	53.91㎡	0.8996
	4 号棟	浴槽Ⅱ	63.11㎡	0.8996
東陽一丁目住宅	浴槽Ⅱ		61.50㎡	0.9569
東陽一丁目 第二住宅	浴槽Ⅰ		62.20㎡	0.9363
	浴槽Ⅱ		62.20㎡	0.9506

備考

- 1 この表において浴槽Ⅰとは 800 型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは 800 型以外の形式の浴槽をいう。

- 2 塩浜住宅は、建替事業中である。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

収入区分等 名称及び種別		104,000 円以下の場合	104,000 円を超え 123,000 円以下の場合	123,000 円を超え 139,000 円以下の場合	139,000 円を超え 158,000 円以下の場合	158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	186,000 円を超え 214,000 円以下の場合	214,000 円を超え 259,000 円以下の場合	259,000 円を超える場合	近傍同種の住宅の家賃
扇橋一丁目アパート	浴槽Ⅰ	34,300 円	39,600 円	45,300 円	51,100 円	58,400 円	67,400 円	78,900 円	91,000 円	114,000 円
	浴槽Ⅱ	34,800 円	40,200 円	46,000 円	51,900 円	59,300 円	68,400 円	80,100 円	92,400 円	114,000 円
塩浜住宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
猿江住宅	Aタイプ 浴槽Ⅱ	22,100 円	25,500 円	29,100 円	32,800 円	37,500 円	43,300 円	50,700 円	58,500 円	101,700 円
	Bタイプ 浴槽Ⅱ	26,300 円	30,400 円	34,800 円	39,200 円	44,800 円	51,800 円	60,600 円	69,900 円	121,500 円
	Cタイプ 浴槽Ⅱ	27,500 円	31,700 円	36,300 円	40,900 円	46,800 円	54,000 円	63,200 円	72,900 円	126,900 円
	Dタイプ 浴槽Ⅱ	29,600 円	34,200 円	39,100 円	44,100 円	50,400 円	58,200 円	68,100 円	78,600 円	136,400 円
	Eタイプ 浴槽Ⅱ	37,700 円	43,500 円	49,800 円	56,200 円	64,200 円	74,100 円	86,700 円	100,000 円	173,700 円
北砂二丁目アパート	浴槽なし	25,900 円	29,900 円	34,100 円	38,500 円	44,000 円	50,800 円	59,500 円	65,900 円	65,900 円
	浴槽Ⅰ	26,800 円	31,000 円	35,400 円	39,900 円	45,600 円	52,700 円	61,600 円	65,900 円	65,900 円
	浴槽Ⅱ	27,200 円	31,400 円	35,900 円	40,500 円	46,300 円	53,500 円	62,600 円	65,900 円	65,900 円
大島住宅	Aタイプ 浴槽Ⅱ	21,600 円	24,900 円	28,500 円	32,200 円	36,800 円	42,400 円	49,700 円	57,300 円	98,100 円
	Bタイプ 浴槽Ⅱ	25,800 円	29,800 円	34,100 円	38,400 円	43,900 円	50,700 円	59,400 円	68,500 円	117,300 円

	C タイプ	浴 槽 Ⅱ	29,000 円	33,500 円	38,300 円	43,200 円	49,400 円	57,000 円	66,700 円	77,000 円	131,700 円
	D タイプ	浴 槽 Ⅱ	37,000 円	42,700 円	48,800 円	55,000 円	62,900 円	72,600 円	84,900 円	98,000 円	167,600 円
東砂 八丁目住 宅	浴槽なし		25,700 円	29,600 円	33,900 円	38,200 円	43,700 円	50,400 円	59,000 円	68,100 円	80,200 円
	浴槽Ⅰ		26,600 円	30,700 円	35,200 円	39,700 円	45,300 円	52,300 円	61,200 円	70,600 円	80,200 円
	浴槽Ⅱ		27,000 円	31,200 円	35,700 円	40,300 円	46,000 円	53,100 円	62,100 円	71,700 円	80,200 円
森下 二丁目住 宅	A タイプ	浴 槽 Ⅰ	26,700 円	30,800 円	35,300 円	39,800 円	45,500 円	52,500 円	61,400 円	70,800 円	92,500 円
		浴 槽 Ⅱ	27,100 円	31,300 円	35,800 円	40,400 円	46,200 円	53,300 円	62,400 円	71,900 円	92,500 円
	B タイプ	浴 槽 Ⅱ	32,500 円	37,500 円	42,800 円	48,300 円	55,200 円	63,700 円	74,600 円	86,000 円	110,900 円
	C タイプ	浴 槽 Ⅱ	28,000 円	32,300 円	37,000 円	41,700 円	47,600 円	55,000 円	64,300 円	74,200 円	100,000 円
塩浜 一丁目住 宅	1 2号棟	浴 槽 Ⅰ	27,800 円	32,100 円	36,700 円	41,400 円	47,300 円	54,600 円	63,900 円	73,700 円	107,800 円
		浴 槽 Ⅱ	28,200 円	32,600 円	37,300 円	42,000 円	48,000 円	55,400 円	64,900 円	74,800 円	107,800 円
	1 4号棟	浴 槽 Ⅰ	35,600 円	41,100 円	47,000 円	53,000 円	60,600 円	69,900 円	81,900 円	94,400 円	136,500 円
		浴 槽 Ⅱ	36,200 円	41,700 円	47,700 円	53,800 円	61,500 円	71,000 円	83,100 円	95,900 円	136,500 円
	B タイプ	浴 槽 Ⅱ	44,000 円	50,800 円	58,100 円	65,500 円	74,900 円	86,400 円	101,100 円	116,600 円	166,100 円
北砂 七丁目住 宅	1 号棟	浴 槽 Ⅱ	35,400 円	40,800 円	46,700 円	52,600 円	60,200 円	69,400 円	81,300 円	93,700 円	117,900 円
	2 号棟	浴 槽 Ⅱ	32,100 円	37,100 円	42,400 円	47,800 円	54,600 円	63,000 円	73,800 円	85,100 円	107,100 円

	3 号棟	浴 槽 Ⅱ	30,300 円	35,000 円	40,000 円	45,200 円	51,600 円	59,600 円	69,700 円	80,400 円	103,100 円
	4 号棟	浴 槽 Ⅱ	35,400 円	40,800 円	46,700 円	52,600 円	60,200 円	69,400 円	81,300 円	93,700 円	117,900 円
東陽 一丁 目住 宅	浴槽Ⅱ		36,800 円	42,500 円	48,600 円	54,800 円	62,700 円	72,300 円	84,600 円	97,600 円	145,600 円
東陽 一丁 目第 二住 宅	浴槽Ⅰ		35,800 円	41,300 円	47,200 円	53,300 円	60,900 円	70,200 円	82,200 円	94,800 円	129,900 円
	浴槽Ⅱ		36,300 円	41,900 円	47,900 円	54,100 円	61,800 円	71,300 円	83,500 円	96,200 円	129,900 円

備考

- 1 この表において浴槽Ⅰとは８００型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは８００型以外の形式の浴槽をいう。
 - 2 塩浜住宅は、建替事業中である。
- 第３８号様式の次に次の６様式を加える。

別記第 3 8 号の 2 様式 (第 3 2 条の 3 関係)

区営住宅定期使用許可に関する説明書

年 月 日

様

江 東 区 長

印

下記の区営住宅の使用を許可するに当たり、江東区営住宅条例第 3 9 条の 2 第 4 項の規定に基づき、あらかじめ次のとおり説明します。

下記の区営住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、期間が満了するときまでに必ず下記の区営住宅を明け渡さなければなりません。

記

所 在 地	東京都江東区
住宅名・部屋番号	江東区営 号室
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、使用者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子で、入居時から同居する者、江東区営住宅条例施行規則第 2 0 条第 1 項の規定により同居する者又は同規則第 2 4 条第 2 号の規定による届出があり同居する者のうち最も年少の者が 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日が、使用許可日から 1 0 年を経過した日以後に到来する場合は、その日までとする。)

別記第 3 8 号の 3 様式 (第 3 2 条の 4 関係)

請書 (定期使用許可用)

年 月 日

江 東 区 長 殿

使用者は、下記の区営住宅の使用許可を受けた場合は、江東区営住宅条例及び江東区営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ります。

また、下記の区営住宅の使用については、許可の更新がなく、期間の満了によって当該使用許可の効力が失われる旨の説明を受けましたので、期間が満了するときまでに必ず当該区営住宅を明け渡します。

記

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、使用者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子で、入居時から同居する者、江東区営住宅条例施行規則第 2 0 条第 1 項の規定により同居する者又は同規則第 2 4 条第 2 号の規定による届出があり同居する者のうち最も年少の者が 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日が、使用許可日から 1 0 年を経過した日以後に到来する場合は、その日までとする。)
使 用 料	月 額 円 (年度における月額。ただし、次年度以降の毎年度の使用料については、江東区営住宅条例第 1 3 条の規定により算出した額とする。)
共 益 費	月 額 円
建物表示	所 在 地 東京都江東区
	住宅名・部屋番号 号棟 号
	※構 造 規 格 造 専用面積 m ² 畳ほか造作付
特 記 事 項	

使 用 者	現 住 所	東京都江東区 丁目 番 号
	電 話 番 号	電話 ()
	フ リ ガ ナ	
	氏 名 ・ 印 生 年 月 日	年 月 日 印 日生

連 絡 先	現 住 所	丁目 番 号
	電 話 番 号	電話 ()
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	使用者との関係 1 親 5 勤務先関係 2 子 6 知人 3 兄弟姉妹 7 その他 4 その他親戚 ()

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 緊急の際には、連絡先の方に連絡する場合があります。
3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先の方を経由して、使用料等を請求する場合があります (連絡先の方へ使用料等を請求することはありません。)

別記第 38 号の 4 様式 (第 32 条の 5 関係)

区 営 住 宅 使 用 許 可 書 (定期使用許可用)

第 号
年 月 日

様

江 東 区 長 印

下記のとおり、区営住宅の使用を許可します。

なお、この許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、使用者は期間が満了するときまでに必ず当該区営住宅を明け渡さなければなりません。

記

所 在 地	東京都江東区
住宅名・部屋番号	江東区営 号室
使 用 者 氏 名	
使 用 料	月 額 円 (年度における月額。ただし、次年度以降の毎年度の使用料については、江東区営住宅条例第 13 条の規定により算出した額を使用料とする。)
共 益 費	月 額 円
保 証 金	円 (当初入居時の使用料の 2 月分)
同 居 世 帯 員 数	人
使 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、使用者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子で、入居時から同居する者、江東区営住宅条例施行規則第 20 条第 1 項の規定により同居する者又は同規則第 24 条第 2 号の規定による届出があり同居する者のうち最も年少の者が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が、使用許可日から 10 年を経過した日以後に到来する場合は、その日までとする。)
許 可 条 件	江東区営住宅条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示及び命令を堅く守ること。
特 記 事 項	

備 考

借上げによる区営住宅の場合は、特記事項欄に、区営住宅としての借上げ契約の終了時に住宅を明渡さなければならない旨及び借上げ契約の終了年月日を明記すること。

別記第 3 8 号の 5 様式 (第 3 2 条の 6 関係)

区営住宅定期使用許可に関する承諾書

年 月 日

江 東 区 長 殿

使用予定者は、江東区営住宅条例第 3 9 条の 2 第 4 項の規定に基づき、区営住宅定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記の事項についての説明を受けたことを証明します。

記

説 明 事 項	1 下記区営住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によって当該許可の効力が失われること。 2 期間が満了するときまでに、必ず下記区営住宅を明け渡さなければならないこと。		
所 在 地	東京都江東区		
住宅名・部屋番号	号棟 号		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、使用者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子で、入居時から同居する者、江東区営住宅条例施行規則第 2 0 条第 1 項の規定により同居する者又は同規則第 2 4 条第 2 号の規定による届出があり同居する者のうち最も年少の者が 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日が、使用許可日から 1 0 年を経過した日以後に到来する場合は、その日までとする。)		
使用 予定 者	住 所		
	氏 名 ・ 印 生 年 月 日	印 年 月 日生	

別記第 38 号の 6 様式 (第 32 条の 7 関係)

区営住宅定期使用許可期間満了通知書

年 月 日

様

江 東 区 長

印

江東区営住宅条例第 39 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

年 月 日付 第 号で使用を許可した下記区営住宅については、期間の満了によって許可の効力が失われますので、期間が満了するときまでに必ず区営住宅を明け渡してください。

記

所 在 地	東京都江東区
住宅名・部屋番号	江東区営 号室
使 用 許 可 期 間 満 了 日	年 月 日から 年 月 日まで ※ 現在、届出をいただいている世帯状況に基づいた使用許可 期間満了日です。世帯状況に変化があった場合は、この限り ではありません。

別記第 3 8 号の 7 様式 (第 3 2 条の 8 関係)

区営住宅使用承継許可申請書 (定期使用許可用)

年 月 日

江 東 区 長 殿

住 宅 名 ・ 部 屋 番 号	
現 使 用 者 氏 名	
申 請 者 (承 継 者) 氏 名	
申 請 者 (承 継 者) 個 人 番 号	
使 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、使用者、配偶者、江東区パートナーシップ 宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の 相手方の子で、入居時から同居する者、江東区営住宅 条例施行規則第 2 0 条第 1 項の規定により同居する者 又は同規則第 2 4 条第 2 号の規定による届出があり同 居する者のうち最も年少の者が 1 8 歳に達する日以後 の最初の 3 月 3 1 日が、使用許可日から 1 0 年を経過 した日以後に到来する場合は、その日までとする。)

私は、下記理由により上記区営住宅の使用の権利及び債務を承継したいので、申請します。

なお、申請者(承継者)及び同居者が江東区暴力団排除条例(平成 2 4 年 3 月江東区条例
第 1 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)であるときは、
速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため警視庁へ照会がなされることに同意します。

記

現使用者と申請者(承継者)との続柄		
申請者(承継者)がこの住宅に居住した期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 間
承継後の世帯員数	人	
承 継 の 理 由		
同 居 者 の 氏 名 及 び 個 人 番 号	氏 名	個 人 番 号

備考 次の書類を添付すること。

- 1 請書(定期使用許可用)(別記第 3 8 号の 3 様式)
- 2 申請者(承継者)が現使用者の配偶者又は一親等内の血族若しくは姻族等の場合は、戸籍謄本
- 3 申請者(承継者)が現使用者の江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方である場合は、江東区パートナーシップ宣誓書受領証明書の写し又は江東区パートナーシップ宣誓書受領証明カードの写し
- 4 申請者(承継者)が現使用者の東京都パートナーシップ関係の相手方である場合は、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書
- 5 申請者(承継者)が同居の許可を受けて居住している場合は、区営住宅同居許可書(別記第 1 9 号様式)
- 6 その他区長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 0 号

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ピアこうとうの項中「0. 9 7 0 7」を「0. 9 6 1 5」に改め、同表ピアおおじまの項中「0. 9 4 2 7」を「0. 9 3 3 8」に改め、同表猿江住宅の項中「0. 9 6 5 9」を「0. 9 5 6 7」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

収入区分等 名称及び種別			104,000 円以下 の場合	104,000 円を超え 123,000 円以下 の場合	123,000 円を超え 139,000 円以下 の場合	139,000 円を超え 158,000 円以下 の場合	158,000 円を超え 186,000 円以下 の場合	186,000 円を超え 214,000 円以下 の場合	214,000 円を超え 259,000 円以下 の場合	259,000 円を超え る場合	近傍同種 の住宅の 家賃
ピア こうとう	A タイ プ	浴 槽 Ⅱ	17,600 円	20,300 円	23,200 円	26,200 円	30,000 円	34,600 円	40,500 円	46,700 円	70,300 円
	B タイ プ		17,200 円	19,900 円	22,800 円	25,700 円	29,300 円	33,900 円	39,600 円	45,700 円	68,900 円
	C タイ プ		16,700 円	19,300 円	22,000 円	24,900 円	28,400 円	32,800 円	38,400 円	44,300 円	66,600 円
	D タイ プ		16,700 円	19,300 円	22,000 円	24,900 円	28,400 円	32,800 円	38,400 円	44,300 円	66,600 円
	E タイ プ		30,300 円	35,000 円	40,000 円	45,100 円	51,600 円	59,500 円	69,700 円	80,400 円	122,000 円
	F タイ プ		28,400 円	32,800 円	37,500 円	42,300 円	48,400 円	55,800 円	65,300 円	75,300 円	113,400 円
ピア おおじま	A タイ プ	浴 槽 Ⅱ	23,500 円	27,100 円	31,000 円	35,000 円	40,000 円	46,100 円	54,000 円	62,200 円	101,400 円
	B タイ プ		30,000 円	34,700 円	39,700 円	44,700 円	51,100 円	59,000 円	69,000 円	79,600 円	129,500 円
	C タイ プ		31,700 円	36,600 円	41,900 円	47,200 円	54,000 円	62,300 円	72,900 円	84,100 円	140,300 円
	D タイ プ		31,700 円	36,600 円	41,900 円	47,200 円	54,000 円	62,300 円	72,900 円	84,100 円	141,000 円
猿 江 住 宅	A タイ プ	浴 槽 Ⅱ	18,800 円	21,700 円	24,900 円	28,100 円	32,100 円	37,000 円	43,300 円	50,000 円	89,800 円
	B タイ プ		18,800 円	21,700 円	24,800 円	28,000 円	32,000 円	36,900 円	43,200 円	49,800 円	89,700 円
	C タイ プ		27,500 円	31,700 円	36,300 円	40,900 円	46,800 円	54,000 円	63,200 円	72,900 円	131,200 円

備考 この表において浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正
する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 1 号

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を
改正する規則江東区私道整備助成条例施行規則（昭和 4 2 年
1 2 月江東区規則第 2 1 号）の一部を次のように
改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

工種		形状	単位	単価 (円)
取りこわし工		手こわし	m ³	91,947
排水 本管工 (路面排水のみを流すものに限る。)	改修	内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	47,396
		内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上	m	67,109
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	50,738
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	81,725
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	101,010
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	67,386
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	91,588
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	112,792
L形 溝工	新設	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	29,887
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	37,137
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	36,208
	改修	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	36,058
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	44,531
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	43,534
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎 補強	m	52,653
	補修	250A 砕石基礎 ブロック100%再利用	m	21,323
		250A コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	21,755
		250B コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	22,292
		300B コンクリート基礎 ブロック取替	m	28,244
L形 用集 水ま	設置工 (新設)	250用	箇所	101,519
	設置工 (改修)	250用	箇所	102,155
	導水管工	塩化ビニル VUφ150	m	30,507

す			塩化ビニル VUφ100	m	26,506
	ソケット取付工	硬質塩化ビニル φ150		箇所	16,024
		硬質塩化ビニル φ100		箇所	14,292
	縁塊ふた取替工	250用		箇所	47,567
	調整工			箇所	9,903
L形 用汚 水ま す	縁塊ふた取替工			箇所	45,982
	調整工			箇所	9,903
円形 汚水 ます ・改 良ま す	縁塊ふた取替工			箇所	66,807
	調整工			箇所	11,321
人孔	縁塊ふた取替工			箇所	198,939
	調整工			箇所	11,321
舗装 工	新設	人力	総厚 14.0cm 細粒度	m ²	16,515
			総厚 14.0cm 開粒度	m ²	16,571
			総厚 15.0cm 再生密粒度	m ²	17,191
		機械人 力	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度	m ²	20,939
	改修	人力	総厚 14.0cm 細粒度 既設アスファルト舗装	m ²	20,130
			総厚 14.0cm 細粒度 既設コンクリート舗装	m ²	20,219
			総厚 14.0cm 開粒度 既設アスファルト舗装	m ²	20,185
			総厚 14.0cm 開粒度 既設コンクリート舗装	m ²	20,275
			総厚 15.0cm 再生密粒度 既設アスファルト舗装	m ²	24,807
			総厚 15.0cm 再生密粒度 既設コンクリート舗装	m ²	24,919
		機械人 力	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	24,089
			総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装	m ²	23,912
		機械	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	14,599
			総厚 20.0cm 再生密・粗粒度	m ²	14,488

			既設コンクリート舗装		
	被覆	人力	厚 5.0 cm 再生密粒度	m ²	5,917
		機械	厚 5.0 cm 再生密粒度	m ²	3,401
交通誘導警備員費				人・日	35,593

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 32 号

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立都市公園条例施行規則（昭和 52 年 6 月江東区規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 江東区立油堀川公園の項の次に次のように加える。

江東区立深川公園	多目的広場	午前 8 時から 午後 7 時まで	
江東区立豊住公園	多目的広場	午前 8 時から 午後 6 時まで	
江東区立南砂三丁目公園	多目的広場	午前 8 時から 午後 7 時まで	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 33 号

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中小企業融資基金条例施行規則（昭和 44 年 3 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 1 5 条関係)

江東区中小企業融資申込書

江東区長 殿

あつせん番号		
事業年度	年 月～	年 月
法人税・所得税	完納・非課税	
法人都民税・特別区民税	完納(期)・非課税	
利用 者 番 号		

申 請 日	年 月 日
-------	-------

※太枠内を記入してください。該当項目に☑していただく。当社は(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のとおり融資資金を借入れしたいので、以下の確認事項に同意し、必要書類を添えて申し込めます。

【確認事項】

- 金融機関及び信用保証協会の審査により、申込内容のとおり融資が実行されない場合があります。
- 区から信用保証料補助を受け、繰上償還等により保証料の返還が生じた場合は、区へ信用保証料補助金を必ず返納します。
- それに伴い、区から信用保証協会等に対し個人情報の照会を行うことに同意します。
- 事業者選別型経営者保証非提供制度を利用した場合は、区から信用保証協会に対し個人情報の照会を行うことに同意します。
- 江東区暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しません。

記

法 人 名 ・ 商 号	フリガナ		☐ 個人 ☐ 法人	利用実績	区	☐ 有 ☐ 無
代 表 者 (個 人) 名	フリガナ	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 (歳)			
法人：本店所在地 個人：住所(自宅)	〒		江東区 電話 ()			
事業所所在地 (営業所・店舗・工場)	〒		江東区 電話 ()			
業 種	主な取扱商品		☐ 製造業等 ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ 卸・小売業 ☐ 飲食業 ☐ サービス業 ☐ その他			
従 業 員 数	常用(役員・家族除く) 名 常用(役員・家族) 名 臨時(パート含む) 名	資本金	万円	許認可 番 号	有効期限(年 月 日)	
区内開業年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和		法人設立年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和		

融 資 資 金 名 (希望するものに ☑をする)	【小規模企業特別資金(小特) 一般】 ☐ 小特運転(一般)121 ☐ 小特設備(一般)122	
	【小規模企業特別資金(小特) 小口】 ☐ 小特運転(小口零細企業保証制度)123※ ☐ 小特設備(小口零細企業保証制度)124※ ☐ 小特借換(小口零細企業保証制度)130※	
	※小規模企業特別資金(小特) 小口を希望する場合は、次の条件を満たしていることを確認し、☑をしてください。 ☑全国信用保証協会の保証付融資の残高(新規申込額を含む)が2,000万円以下である。 ※小特借換(小口零細企業保証制度)、借換資金を利用する場合は、借換依頼書を併せてご提出ください。	
	【一般資金又は目的別資金】 ☐ 運転101 ☐ 短期運転102 ☐ 設備103 ☐ 借換115 ☐ チャレンジサポート131 ☐ 事業承継支援132 ☐ 経営改善支援133 ☐ DX・生産性向上推進134	
資 金 使 途 (希望するものに ☑をする)	【その他資金(上記にあてはまらない場合は資金名を記入)】 ☐ [資金] (特例制度名称:) ※運転、短期運転、設備、借換は信用保証料の補助がありません	
	運転資金【 ☐ 商品材料仕入 ☐ 給料支払 ☐ 買掛金等決済 ☐ 外注費支払】 設備資金【 ☐ 設備購入(☐ 機械 ☐ 什器備品 ☐ 車両運搬具) ☐ 店舗増改築 ☐ 人居保証金】 借換資金【 ☐ 借換】 その他【 ☐ []】	
申込金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店
借 入 希 望 金 額 返 済 希 望 期 間	万円	年 か月(うち据置 か月)

別記第 2 号様式 (第 1 5 条関係)

江東区中小企業融資借換依頼書

江 東 区 長 殿

申込者

所 在 地
(住 所)

年 月 日

○本書とは別に「江東区中小企業融資申込書」及び「江東区中小企業融資のご案内」記載の申込書類が必要です。

法 人 名
(商 号)

代表者 (個人) 名

電 話 ()

江東区中小企業融資 (借換資金・小規模企業特別資金 (小口) 借換資金) を申し込むに当たり、以下の資金について借換を依頼します。

完済条件となる資金

信用保証番号	区あっせん番号	資金名	借入年月日	借入金額	借入金金融機関名・支店名	借入残高
		資金	・ ・	円		円
		資金	・ ・	円		円
		資金	・ ・	円		円
		資金	・ ・	円		円
		資金	・ ・	円		円
合計残高 (A)						円

追加融資額 (B)	円 (運転資金のみ 5 0 0 万円以内)
合計申込額 (A + B)	万円 → 融資申込書に記入

・ 信用保証番号・借入残高等が不明の場合、取扱金融機関にお問い合わせください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区中小企業融資基金条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 4 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条（見出しを含む。）中「（種別割）にかかる」を「に係る」に改める。

第 1 4 条の表中「（種別割）」を削る。

第 1 5 条の 2 の見出し中「（種別割）」を削る。

第 1 5 条の 2 の 2 を削る。

別記第 7 号様式、別記第 1 2 号様式（乙）及び別記第 1 2 号の 2 様式中「（種別割）」を削る。

別記第 1 7 号様式を次のように改める。

- [illegible]

別記第19号様式を次のように改める。

別記第 19 号様式 (第 14 条関係)

(納付表適用)

(第1面)

納税済通知書		15
納付 (納入) 委託		
年度	平成 24 年	様式 ①
住所		
納税者	氏名	
金額	百	十
(訂正不可)	万	千
課税	年度	整理番号
年度	年度	年度
期 (1)	5411	5421
税額	延滞金	
金額		
内		
次		
指定番号	納税番号	届出人
上記金額領収しました。		
印		
主管課名	0561010 江東区役所	

(第2面)

償 収 証 書		15
納付 (納入) 委託		
年度	平成 24 年	様式 ①
住所		
納税者	氏名	
金額	百	十
(訂正不可)	万	千
課税	年度	整理番号
年度	年度	年度
期 (1)	5411	5421
税額	延滞金	
金額		
内		
次		
指定番号	納税番号	届出人
上記金額領収しました。		
印		
主管課名	0561010 江東区役所	

(第3面)

原 符		15
納付 (納入) 委託		
年度	平成 24 年	様式 ①
住所		
納税者	氏名	
金額	百	十
(訂正不可)	万	千
課税	年度	整理番号
年度	年度	年度
期 (1)	5411	5421
税額	延滞金	
金額		
内		
次		
指定番号	納税番号	届出人
上記金額領収しました。		
印		
主管課名	0561010 江東区役所	

(特記事項)

77 江東区 納付書兼納入済通知書 公 311

通常私営料金
納入書兼納

江東区納付書
払込金受領証

公 311

江東区 特別区民税・都民税・森林環境税 納付書兼納付書

加入 姓名	江東区金納付書	口座 番号	納付額	
収入通知 番号	13108	納付 番号	納付 番号	
通知書 番号		年度	期別	
科目		納期 限	備考	

34

加入者名	江東区金納付書	口座 番号	
氏名			
科目			
通知書番号			
年度			
期別			
納付額			
納期限			
主管所名			
領収日付印			

氏名	領収日付印
C V S 収納用	

※この欄はバーコードのないもの、無効なものには「C V S」を記入し、この欄に記入したものは有効です。
※この納入通知書は再納付書に記入するもので、納付済みであることを示すものではありません。
この納付書は使用できません。

主会所名	江東区役所	0536/79111	収納代行会社
------	-------	------------	--------

※この納入通知書は再納付書に記入するもので、納付済みであることを示すものではありません。
この納付書は使用できません。

発行年月日

年度	
期別	
納期限	

納付場所及び納付方法
※前記に記載があります。

金額訂正不可

納付額	円
-----	---

この記入は納付書に記入した金額で、納付書に記入した金額とは異なる場合があります。

領収証者	領収 日付 印
上記納付 額を領収 しました。	

問い合わせ先
0536-79111 江東区役所庶務課
電話 03(3647)9111 (大代表)

※ 納付書受領の必要となる場合は、この領収書をご持参ください。

別記第 26 号様式及び別記第 26 号の 2 様式中
「(種別割)」を削る。
別記第 27 号様式を次のように改める。

別記第27号様式 (第16条関係)

[illegible]

(経自動車税)
(箱と面裏)

- 経自動車税は、4月1日現在の車両の所有者に年額で課税されます。
- 車庫と税率については、江東区ホームページをご覧ください。
- すぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、区役所等の窓口でご受付の上、この納税証明書をご利用ください。
- この納税証明書の添付欄に「有」が表示されている場合は、滞納分もあわせて納付の上、納税証明書の申請をしてください。詳しくはお問い合わせください。

【納税後運用の納税証明書の交付申請窓口】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 35 号

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 32 年 7 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 号区分の項中「江東区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年 9 月江東区教育委員会規則第 2 号）第 25 条の規定により準用する同規則第 6 条の 6 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を「幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が 2 級」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 36 号

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

江東区食品衛生法施行細則（昭和 50 年 3 月江東区規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

(表)

【許可・届出共通】

年 月 日

整理番号：

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (第 5 5 条第 1 項・第 5 7 条第 1 項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 (チェック欄□)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
	H A C C P の取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 ☐ H A C C P に基づく衛生管理 ☐ H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(裏)

【許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第 5 5 条第 2 項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第 5 9 条から第 6 1 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	食品衛生法施行令第 1 3 条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳 (容量が 1, 4 0 0 グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩添加物 (食品衛生法第 1 3 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会
			講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※ 自動車において調理をする営業の場合
業種に応じた情報	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道)		
	② ☐ ①以外の飲用に適する水		
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業
	ふぐの処理を行う施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	(ふりがな)		
添付書類	ふぐ処理者氏名 ※ ふぐ処理する営業の場合		認定番号等
	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ ☐ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
	許可の番号及び許可年月日		備考
	営業の種類		
営業許可業種	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
	備考		

別記第 5 号様式から別記第 7 号様式までを次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

(表)

【許可・届出共通】

※ 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

整理番号：

年 月 日

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

〃

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則 (第 7 1 条) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)				資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。				受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。)
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装				自由記載	講習会名称 年 月 日
	自動販売機、全自動調理機の型番				業態	
HACCP の取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理				
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営 業 の 形 態					備考
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな)					電話番号
	担当者氏名					

【許可のみ】

142

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

(表)

【許可・届出共通】

年 月 日

整理番号：

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則 (第 7 1 条の 2) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
HACCP の取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(裏)

【許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第 5 5 条第 2 項関係		該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐	
	(2) 食品衛生法第 5 9 条から第 6 1 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐	
営業施設情報	食品衛生法施行令第 1 3 条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳 (容量が 1, 4 0 0 グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物 (食品衛生法第 1 3 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※	自動車において調理をする営業の場合
	① 水道水 (□水道水 □専用水道 □簡易専用水道) ② □①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	☐
	ふぐの処理を行う施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	□ 施設の構造及び設備を示す図面		☐	
	□ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営 業 の 種 類		備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

営 業 許 可 書

営業者住所

営業者氏名

(法人にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで申請のあつた営業については、食品衛生法第 5 5 条第 1 項

の規定により下記のとおり許可します。

印

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 許可事項

営業の種類	許可番号	許可条件

本許可の効力は 年 月 日 から
年 月 日 までとする。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区食品衛生法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 7 号

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則

江東区保健所長委任規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 4 号ウ中「若しくは助産所」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同号ク中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同号ム中「及び助産所台帳」を「、助産所台帳及びオンライン診療受診施設台帳」に改め、同号ムを同号ヤとし、同号中ホからミまでをムからモとし、ムの前に次のように加える。

ミ 令第 4 条の 7 の規定による診療所を開設する一般社団法人に係る届出の受理

第 1 条第 3 4 号中ヘをマとし、フをホとし、ヒをへとし、ヘの前に次のように加える。

フ 令第 4 条第 4 項の規定によるオンライン診療受診施設の変更の届出の受理

第 1 条第 3 4 号中ハをヒとし、ヌからノまでをネからハとし、同号ニ中「及び助産所に」を「、助産所及びオンライン診療受診施設に」に改め、

「開設者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号ニを同号ヌとし、同号ナ中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号ナを同号ニとし、同号中トをナとし、スからテをセからトまでとし、同号シ中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に、「失そう」を「失踪」に改め、同号シを同号スとし、同号サ中「失そう」を「失踪」に改め、同号サを同号シとし、同号コ中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号コを同号サとし、同号ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 法第 8 条第 2 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届の受理

第 1 条第 4 3 号中「受理」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)」を加え、同条第 4 4 号中「、歯科技工士法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 2 8 号。以下この号において「令」という。)」を削り、同号ア中「受理」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)」を加え、同号中オからコまでを削り、サをオとし、同条第 5 0 号カ中「第 1 5 項」を「第 1 3 項」に改め、同号キ中「第 1 4 条第 1 6 項」を「第 1 4 条第 1 4 項」に改め、同条第 5 3 号イ中「受理」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)」を加え、同号ウ中「第 1 条」を「第 1 条の 3」に改め、「発行した免許証の交付」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に

関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。)」を加え、同号エ中「第 3 条第 2 項及び第 4 項」を「第 3 条第 3 項及び第 5 項」に改め、「受理」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係るものを除く。)」を加え、同号カ及びキ中「免状の交付」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。)」を加え、同号ク中「及び」の次に「第 6 項並びに」を加え、同号ケ中「同項イ及びウ」を「同項ロからトまで」に改め、同条第 57 号イ中「第 1 条」を「第 3 条」に改め、同号ウ中「第 3 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同号エ中「第 4 条」を「第 6 条」に改め、同号オ中「第 5 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、同号カ中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同号キ中「第 6 条第 5 項及び第 7 条」を「第 9 条第 5 項及び第 10 条」に改める。

第 2 条中「同号ト、同号ナ、同号ニ」を「同号ナ、同号ニ、同号ヌ」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 50 号の改正規定は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 8 号

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則

江東区医療法施行細則（平成 9 年 3 月江東区規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に、「により、それぞれ正副 2 通を提出しなければならない」を「による」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 法第 8 条第 2 項の規定により届け出るときは、オンライン診療受診施設設置届（別記第 10 号の 2 様式）による。

第 7 条中「若しくは第 2 項」を「、第 3 項若し

くは第 4 項」に、「又は助産所の開設許可事項又は開設届出事項」を「若しくは助産所の開設許可事項若しくは開設届出事項又はオンライン診療受診施設の設置届出事項」に、「診療所、歯科診療所又は助産所開設許可（届出）事項一部変更届」を「診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設開設許可（開設（設置）届出）事項一部変更届」に改める。

第 9 条中「又は助産所の」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の」に、「診療所、歯科診療所又は助産所休止届」を「診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設休止届」に、「診療所、歯科診療所又は助産所再開届」を「診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設再開届」に改める。

第 9 条の 2 中「又は助産所の」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の」に、「診療所、歯科診療所又は助産所廃止届」を「診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設廃止届」に改める。

第 10 条の見出し中「失そう届」を「失踪届」に改め、同条中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そうした」を「失踪した」に、「診療所、歯科診療所又は助産所開設者死亡（失そう）届」を「診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設開設者（設置者）死亡（失踪）届」に改める。

第 24 条第 1 項中「及び助産所台帳」を「、助産所台帳及びオンライン診療受診施設台帳」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) オンライン診療受診施設台帳 次に掲げる事項

ア オンライン診療受診施設の名称及び所在地

イ 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

ウ 設置年月日及び届出年月日

エ 構造設備の概要

オ 法人にあっては、管理・運営責任者の氏名及び連絡先

カ その他区長が必要と認める事項

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中

「 (7) 案内図 」

を

「 (7) 案内図

(注) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。 」

に改める。

別記第 3 号様式中

「 (6) 案内図 」

を

「 (6) 案内図
(注) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。 」

に改める。

別記第 5 号様式中

「 3 エックス線診療室放射線防護図 (平面図及び立面図。縮尺 5 0 分の 1 のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) 」

を

「 3 エックス線診療室放射線防護図 (平面図及び立面図。縮尺 5 0 分の 1 のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) 」

4 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。 」

に改める。

別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。

別記第7号様式(第5条関係)

年 月 日

殿

住 所

開設者

氏 名

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者氏名〕

診療所(歯科診療所又は助産所)開設届

年 月 日付

第

号で開設の許可を受けた診療所(歯科診療所

又は助産所)を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	名 称				
2	所 在 地	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
3	開 設 年 月 日	年 月 日			
4	現 住 所	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
	氏 名				
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	年 月 日	確認欄		
	免許証番号及び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確認欄		
5	診 療 日 時				
6	オンライン診療	有 無			

7 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名、診療日時及び医籍の登録事項					
氏 名	担当診療科名	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄
			臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免許証番号及び 登 録 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
8 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時					
氏 名	診 療 日 時		免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日		確認欄
			第 年 月 日		
			第 年 月 日		
9 嘱託する医師又は病院若しくは診療所(助産所に限る)					
嘱託医師の住所又は 嘱託する病院等の所在地		電話番号 () ファクシミリ番号 ()			
嘱託医師の氏名又は 嘱託する病院等の名称					
嘱託医師の担当科名又は 嘱託する病院等の診療科名					
10 嘱託する病院又は診療所(助産所に限る)					
住 所		電話番号 () ファクシミリ番号 ()			
名 称					
11 医療従事者(薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線(エックス線)技師等)					
職 種	氏 名	免許登録年月日	登録番号	確認欄	
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		

12 その他の従業者			
事 務 員	看 護 助 手	そ の 他	計
名	名	名	名
13 添付書類			
(1) 管理者が医師又は歯科医師である場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。)			
(2) 管理者が助産師である場合は、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。)			
(3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し			
(4) 業務に従事する助産師の免許証の写し			
(5) 医療法施行規則第15条の2第1項の医師に嘱託を行った旨の書類又は同条第2項の病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に対し、嘱託を行った旨の書類(分べんを取り扱う助産所に限る。)			
(6) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した旨の書類(分べんを取り扱う助産所に限る。)			

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()

診 療 所 開 設 届

診療所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 名	称				
2 所	在 地	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
3 診	療 科 名				
4 開設者	現に病院又は診療所を開 設し、管理し、又は勤務し ている場合	名 称 所在地			
	本施設と同時に病院又は 診療所を開設しようとする 場合	名 称 所在地			
5 開 設	年 月 日	年 月 日			
6 管理者	現 住 所	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
	氏 名				
	臨 床 研 修 等 修 了 登 録 年 月 日	年 月 日	確 認 欄		
	免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確 認 欄		
7 診	療 日 時				
8 オ ン ラ イ ン 診 療	有 無				

9 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名、診療日時及び医籍の登録事項													
氏 名		担当診療科名	診 療 日 時	医籍の登録事項		確認欄							
				臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免許証番号及び 登 録 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 日								
10 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時													
氏 名		勤 務 日 時		免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日		確認欄							
				第 年 月 日									
				第 年 月 日									
				第 年 月 日									
11 医療従事者(薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線(エックス線)技師等)													
職 種	氏 名		免許登録年月日		登録番号	確認欄							
			年 月 日		第 号								
			年 月 日		第 号								
			年 月 日		第 号								
			年 月 日		第 号								
12 従業者定員													
医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	(エックス線技師) 診療放射線技師	看 護 補 助	事 務 員		歯 科 医 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士		計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
13 敷地の面積													m ² (平面図は、別添のとおり)

14 交通機関及び敷地周囲の見取図									
交 通 機 関	線			駅下車		口徒歩		分	
	駅			口からバス(行)		下車徒歩		分	
敷 地 の 条 件	用途地域			防火地域					
見 取 図	別添のとおり								
15 建物の構造概要及び平面図									
建 物 別 名 称		構 造 概 要			建 築 面 積		延 面 積		
		造 階建て			m ²		m ²		
		造 階建て			m ²		m ²		
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合									
住 宅 と 併 設 の 場 合		造 階建てのうち 階			m ² 使用				
ビルディングの一部を使用する場合		造 階建てのうち 階 号室			m ² 使用				
平 面 図		別添のとおり							
16 廊下の幅									
建物別名称	片 側 廊 下	中 廊 下		建物別名称	片 側 廊 下	中 廊 下			
	m	m			m	m			
	m	m			m	m			
17 2階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造									
建 物 別 の 名 称	患者の使用する屋内直通階段						病 室 の あ る 最 上 階	避難階段の数	備 考
	用途	幅	踊り場の幅	蹴上げ	踏面	手すりの有無			
		m	m	cm	cm		階	階 から地上まで 箇所	
		m	m	cm	cm				
		m	m	cm	cm		階	階 から地上まで 箇所	
		m	m	cm	cm				
エレベーターの有無		有 ・ 無							

18 病室の構造概要			室 床							
棟別	階別	病室番号	病室種別	一室の病床数	一室の床面積	一人当たり床面積	一室の採光面積	一室の直接外気開放面積	天井の高さ	換気の方法
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	

19 診 察 室					
診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積	診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²

20 処置室(診察室兼用の場合を除く。)			
処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m ²		m ²

21 歯 科 治 療 室				
室面積	治療椅子	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m ²	台			

22 歯 科 技 工 室				
室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m ²				

23 検 査 室			
名 称	室面積	防火設備	検査器具、器械等
臨床検査室	m ²		
	m ²		

24 調 剤 所								
室 面 積	鍵 の 掛 か る 貯 蔵 設 備	冷 暗 所 の 有 無	備 付 け 天 び ん			備 考		
m ²								
25 手術室及び準備室								
区 分	面 積	構 造 設 備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	清潔な手洗い設備
手 術 室	m ²	台						
準 備 室	m ²	台						
その他の施設								
26 分べん室及び新生児入浴施設								
分べん室								
室 面 積	m ²	構 造 設 備						
新生児入浴施設								
室 面 積	m ²	構 造 設 備						
27 エックス線装置及び診療室								
開設時設置(予定)のエックス線装置								
固定、携帯の別	用 途	製 作 者 名 及 び 型 式						
エックス線診療室								
室面積	室 内 の 構 造 概 要	操作室の面積	暗 室					
			面 積	設 備				
m ²		m ²	m ²					
m ²		m ²	m ²					

28 そ の 他 の 施 設			
看護師勤務室	階	m ²	待 合 室
事 務 室		m ²	新 生 児 室
宿 直 室		m ²	
消 毒 施 設		m ²	
給 食 設 備		m ²	
洗 濯 室		m ²	
29 建築確認	年 月 日 第 号		
30 添付書類 (1) 開設者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。) (2) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。) (開設者が管理者でない場合に限る。) (3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し (4) 業務に従事する助産師の免許証の写し (5) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。) (6) 敷地の平面図 (7) 敷地周囲の見取図 (8) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの) (9) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) (10) 案内図 (注) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。			

別記第 9 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

殿

住 所

開設者

氏 名

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

歯 科 診 療 所 開 設 届

歯科診療所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称					
2 所 在 地	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()				
3 診 療 科 目					
4 開設者	現に病院又は診療所を開 設し、管理し、又は勤務 している場合	名 称 所在地			
	本施設と同時に病院又は 診療所を開設しようとする 場合	名 称 所在地			
5 開 設 年 月 日	年 月 日				
6 管理者	現 住 所	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
	氏 名				
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	年 月 日	確 認 欄		
	免許証番号及び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確 認 欄		
7 診 療 日 時					
8 オンライン診療	有 無				

9 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科目、診療日時及び医籍の登録事項					
氏 名	担当診療科目	診療日時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄
			臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免許証番号及び 登 録 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
10 医療従事者(歯科衛生士、歯科技工士等)					
職 種	氏 名	免許登録年月日		登録番号	確認欄
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
11 従業者定員					
歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	事務員		計
名	名	名	名	名	名
12 敷地の面積 m^2 (平面図は、別添のとおり)					
13 交通機関及び敷地周囲の見取図					
交 通 機 関	線		駅下車		口徒歩 分
	駅		口からバス(行)		下車徒歩 分
敷 地 の 条 件	用途地域		防火地域		
見 取 図	別添のとおり				

14 建物の構造概要及び平面図				
建 物 別 名 称	構 造 概 要		建 築 面 積	延 面 積
	造 階建て		m ²	m ²
	造 階建て		m ²	m ²
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合				
住 宅 と 併 設 の 場 合	造 階建てのうち 階		m ² 使用	
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち 階 号室		m ²	
平 面 図	別添のとおり			
15 歯科治療室				
室面積	治療椅子	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m ²	台			
m ²	台			
16 歯科技工室				
室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m ²				
17 エックス線装置及び診療室				
開設時設置(予定)のエックス線装置				
固定、携帯の別	用 途	製 作 者 名 及 び 型 式		
エックス線診療室				
室面積	室 内 の 構 造 概 要	操作室の面積	暗 室	
			面 積	設 備
m ²		m ²	m ²	
m ²		m ²	m ²	

18 その他の施設			
事務室	階	m ²	待合室
消毒施設		m ²	m ²
		m ²	m ²
19 建築確認	年 月 日 第 号		
20 添付書類 (1) 開設者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。) (2) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。)(開設者が管理者でない場合に限る。) (3) 診療に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し (4) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。) (5) 敷地の平面図 (6) 敷地周囲の見取図 (7) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの) (8) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) (9) 案内図 (注) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。			

別記第 10 号様式中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

別記第 10 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 10 号の 2 様式 (第 6 条の 2 関係)

年 月 日

殿

住所
設置者
氏名電話番号 ()
ファクシミリ番号 ()
〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者氏名〕

オンライン診療受診施設設置届

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 施 設 の 名 称	
2 設 置 の 場 所	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
3 敷地の面積及び平面図	m ² (平面図は別添のとおり)
4 建物の構造概要及び平面図 (平面図は別添のとおり)	
(建物名称) (構造) 造 階建て (面積) 建築面積 m ² ・ 延面積 m ² (建物の一部を使用する場合) うち、 階 m ² 使用 〈オンライン診療受診施設として、車両を届け出る場合〉 (車種) (車名) (車両番号)	
5 (法人の場合) 定款、 寄附行為又は条例	別添のとおり
6 (法人の場合) 管理・運 営責任者の氏名・連絡先	電話番号 ()
7 設 置 年 月 日	
8 添 付 書 類	
(1) 敷地の平面図 (2) 建物の平面図 (縮尺 100 分の 1 以上のもの) (3) 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例 (注) 1 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載すること。 ① 「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び 巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、 保健所設置市又は特別区に提出すること。 ② 「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載不要とする。 ③ 「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号 を記載すること。ただし、自動車検査証の写しを添付することで記載は省略する ことができる。 2 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。	

別記第 11 号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第7条関係)

年 月 日

殿

開設者
(設置者) 住 所
氏 名
電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()
〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者氏名〕

診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設
開設許可(開設(設置)届出)事項一部変更届

開設許可(届出)事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

名	称	
所	在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
開設許可(開設届出又は 設置届出)年月日及び同 番号		年 月 日 第 号
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
変更した事項	変更事項	
	変 更 前	
	変 更 後	

注(1) 建物、敷地、用途、収容定員等の変更については、縮尺1/200以上の各室の用途を示した
新旧平面図を添付すること。

(2) 管理者の変更については、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写
真付)を添付すること。法人開設の場合は、理事であることが確認できる書類を添付及び管
理者が理事であることが職歴書に記載されていること。

(3) エックス線診療室等においては、放射線防護図を添付すること。(平面図及び立面図。縮
尺1/50以上のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)

(4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

別記第14号様式から別記第16号様式までを
次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

殿

開設者 住 所
(設置者) 氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設休止届

診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を休止したので、医療法第8条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
開設許可(開設届出又は設置届出)年月日及び同番号	年 月 日 第 号
休 止 の 理 由	
休 止 年 月 日	年 月 日
休 止 予 定 期 間	か月間

別記第 15 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

殿

開設者 住 所
(設置者) 氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設再開届

休止中の診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を再開したので、医療法第8条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
開設許可(開設届出又は設置届出)年月日及び同番号	年 月 日 第 号
休止の届出年月日	
再開の理由	
再開年月日	年 月 日

別記第 15 号の 2 様式 (第 9 条の 2 関係)

年 月 日

殿

開設者
(設置者)

住 所

氏 名

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

(法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設廃止届

診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を廃止したので、医療法第9
条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
3 開設許可(開設届出 又は設置届出)年月 日及び同番号	年 月 日 第 号
4 廃 止 の 理 由	
5 廃 止 年 月 日	年 月 日

別記第 16 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

江東区保健所長 殿

住 所

死亡者 (失踪者) との続柄

氏 名

電話番号 ()

診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設

開設者 (設置者) 死亡 (失踪) 届

開設者 (設置者) が死亡した (失踪宣告を受けた) ので、医療法第 9 条第 2 項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

1 名 称	
2 所 在 地	
3 開設許可 (開設届出又は設置 届出) 年月日及び同番号	
4 開設者 (設置者) の氏名	
5 死亡 (失踪宣告) の年月日	

添付書類

- 1 死亡診断書又は戸 (除) 籍謄 (抄) 本・ (失踪宣告の写し)

備考

- 1 この届出は、戸籍法上の死亡の届出義務者又は失踪の届出義務者が行うこと。
- 2 届出義務者であることを証明する書類 (戸籍謄 (抄) 本等) を提示すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 9 号

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則（昭和 5 2 年 9 月江東区規則第 4 4 号）
- (2) 江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則（平成 1 3 年 1 0 月江東区規則第 5 4 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に貸付資金の償還を完了していない者については、廃止前の江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

規 則 （ 教 ）

江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 3 号

江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

江東区学校運営協議会規則（令和 2 年 7 月江東区教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (6) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

第 1 0 条第 7 項中「会議録」を「報告書」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 4 号

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（昭和 4 0 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表庶務課の項中「教育政策調整係」を「教育政策推進係」に改める。

第 7 条の表庶務課の部教育政策調整係の項を次のように改める。

教育政策推進係

- 1 教育政策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 総合教育会議（補助執行）に関すること。
- 3 教育の振興に関する総合的な施策の大綱（補助執行）に関すること。

- 4 教育振興基本計画に関すること。
- 5 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- 6 教育行政の広報に関すること。
- 7 区立学校及び幼稚園（以下「区立学校等」という。）の収容対策等に関すること。
- 8 区立学校等の安全対策等に関すること。
- 9 学校用務業務の調整に関すること。
- 10 その他特命事項に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 5 号

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年 9 月江東区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 6 第 1 項中「、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。
第 6 条の 6 に次の 4 項を加える。
- 4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。
- 5 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。
- 6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。
- 7 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。
第 7 条第 1 項ただし書及び第 3 項ただし書中「主幹教諭」の次に「又はこれらの主任の担当す

る教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第 26 条を第 27 条とする。

第 25 条中「、第 6 条の 6」を削り、同条を第 26 条とする。

第 24 条を第 25 条とし、第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第 24 条 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 6 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項を次のように改める。

3 病気休暇の承認を受けた職員が職務に復した後、再び病気休暇の承認を受ける場合において、当該病気休暇を取得する日の前日から起算して過去 1 年以内に同一の疾病又は負傷（当該疾病又は負傷と異なる疾病又は負傷であっても、その原因が同一であると認められるものを含む。）のため病気休暇の承認を受けた期間があるときは、前項ただし書の規定は、当該期間と再び病気休暇の承認を受ける期間は連続しているものとみなして適用する。

第 16 条中第 5 項を第 8 項とし、同条第 4 項中「第 2 項ただし書」の次に「、第 3 項」を加え、「及び同条第 2 項に規定する臨時的に任用された職員」を削り、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

6 地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる

事由に該当して休職にされ、当該休職の期間（当該休職に引き続く休職の期間がある場合は、当該引き続く休職の期間。以下この項及び次項において同じ。）が満了した職員について、当該休職の期間の末日の翌日から起算して 1 年以内に病気休暇の承認を受けることができる場合は、その症状等が当該休職の期間における当該休職に係る疾病又は負傷とは明らかに異なる疾病又は負傷（次項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

- 7 第 2 項ただし書及び前項の規定の適用については、特定負傷等が当該休職の期間に生じたときは、第 2 項ただし書に定める日数から、当該特定負傷等の生じた日から当該休職の期間の末日までの期間を減ずるものとする。

第 16 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 病気休暇の承認を受けようとする職員が、当該病気休暇を取得しようとする日の前日から起算して過去 1 年以内に当該病気休暇に係る疾病又は負傷とは明らかに異なる疾病又は負傷のため病気休暇の承認を受けた期間がある場合に認めることができる病気休暇の期間は、180 日から当該明らかに異なる疾病又は負傷に係る全ての病気休暇の日数を差し引いた日数を超えることができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第 16 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に新たに病気休暇を承認される職員について適用し、同日前に病気休暇を承認されている職員については、なお従前の例による。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 7 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

[illegible]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 8 号

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「3 月で除した数」を「12 月（次条による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、18 月）で除した数に 4 を乗じて得た数」に、「が次条」を「が同条」に改める。

第 6 条第 1 項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別に」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 9 号

江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中「89,600 円」を「93,500 円」に、「70,800 円」を「74,200 円」に、「64,700 円」を「67,700 円」に、「41,900 円」を「49,400 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 10 号

江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 23 条第 3 項第 1 号」を「第 23 条第 3 項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第 1 項本文の」を加える。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 次に掲げる場合には、条例第 23 条第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第 10 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第 23 条第 2 項の勤務は、同条第 1 項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第 23 条第 1 項本文の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 23 条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項本文の勤務をした場合

附則第 2 項中「第 3 条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 11 号

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「から第 12 号まで」を削り、同項第 11 号及び第 12 号を削り、同項中第 13 号を第 11 号とし、第 14 号を第 12 号とし、同条第 5 項中「、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第 18 条の 3 に規定する子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

別表第 2 中「江東区立学校の管理運営に関する

規則 (昭和 53 年 9 月江東区教育委員会規則第 2 号) 第 25 条の規定により準用する同規則第 6 条の 6 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭を「職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 12 号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 (平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 15 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 120」を「100 分の 118.75」に、「100 分の 137.5」を「100 分の 136.25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 60」を「100 分の 58.75」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 67.5」に改める。

第 5 条第 6 項中「又は育児部分休業」を「、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

別表第 3 中「江東区立学校の管理運営に関する規則 (昭和 53 年 9 月江東区教育委員会規則第 2 号) 第 25 条の規定により準用する同規則第 6 条の 6 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓

令

◎江東区訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

江東区会計管理室処務規程 (昭和 49 年 4 月江東区訓令甲第 3 号) の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

第 4 条各号列記以外の部分中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第 1 号カ中「130 万円」を「200 万円」に、「50 万円」を「100 万円」に改め、同号キ中「その他 1 件 30 万円」を「アからカまでに掲げるもののほか、1 件 80 万円」に改め、同条第 13 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 2 この規程による改正後の江東区会計管理室処務規程の規定は、令和 8 年度以後の予算に係る支出命令及び支出命令取消通知の審査について適用し、令和 7 年度以前の予算に係る支出命令及び支出命令取消通知の審査については、なお従前の例による。

◎江東区訓令甲第 2 号

庁 中 一 般

江東区会計管理室処務規程 (昭和 49 年 4 月江東区訓令甲第 3 号) の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

第 4 条各号列記以外の部分中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第 1 号カ中「130 万円」を「200 万円」に、「50 万円」を「100 万円」に改め、同号キ中「その他 1 件 30 万円」を「アからカまでに掲げるもののほか、1 件 80 万円」に改め、同条第 13 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 2 この規程による改正後の江東区会計管理室処務規程の規定は、令和 8 年度以後の予算に係る支出命令及び支出命令取消通知の審査について適用し、令和 7 年度以前の予算に係る支出命令

及び支出命令取消通知の審査については、なお従前の例による。

◎江東区訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区防災行政用無線局管理運用規程（昭和 57 年 3 月江東区訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

第 6 条第 2 項中「固定局」の次に「、基地局及び移動局」を加え、同条第 3 項を削る。

第 8 条第 2 項中「固定局」の次に「、基地局及び移動局」を加え、「危機管理係長」を「防災危機管理係長」に改め、同条第 3 項を削る。

◎江東区訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定について（昭和 59 年 3 月江東区訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

別表第 1 中

「教育委員会事務局地域教育課地域学習支援係」を

「教育委員会事務局地域教育課」に改める。

別表第 2 中

「地域振興部スポーツ振興課スポーツ事業担当」を

「地域振興部スポーツ振興課スポーツ事業担当
地域振興部スポーツ振興課企画担当」に、

「福祉部介護保険課認定係
福祉部介護保険課調査係」を

「福祉部介護保険課認定・調査係」に、

「教育委員会事務局地域教育課地域学習支援係
教育委員会事務局地域教育課地域学習支援係長」

を

教育委員会事務局地域教育課地域学習支援係	教育委員会事務局地域教育課地域学習支援係長
教育委員会事務局地域教育課放課後運営指導係	

に改める。

別表第 6 中

「区民部納税課納税管理係長」を

区民部納税課納税管理係長
区民部納税課収納推進係長

に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。